

大洲市
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
【平成 27～29 年度】



大洲市

は じ め に

介護保険制度は、超高齢社会の進展に伴う介護問題の解決を図るため、介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成 12 年に創設されて以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着して参りました。しかしながら、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化、介護施設の整備など介護ニーズはますます増大する一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化などにより、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化しております。そのような中、介護保険の総費用は増大しており、また平成 27 年には、いわゆる団塊の世代が前期高齢者となり、その 10 年後の平成 37 年には後期高齢期を迎え、高齢化はピークを迎えるものと予想されます。このような状況を踏まえ、今回の制度改革では、医療・介護一体改革に向けた第一歩として、「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」の方向を踏まえた改正となっております。

また、本市におきましても、少子高齢化、核家族化、過疎化が進行し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなど、家族で高齢者を介護できないなどの事由が増加傾向にあります。

今回の計画におきましては、これらのことを踏まえ、高齢者の皆様が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で継続した生活ができるものとなるよう、引き続き、介護予防重視型システム、認知症に対する施策を推進するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するための計画といたしました。

本計画を推進していくためには、関係機関、各種団体、地域の皆様のご協力が不可欠であります。大洲市は本年 1 月に合併 10 周年を迎えました。今後におきましても、安全・安心なまちづくりに努めて参りたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終りに、本計画の策定にあたりまして、「大洲市地域福祉推進委員会」委員の皆様には貴重なご提言を賜りましたこと、また、市民の皆様にはアンケート調査にご協力いただきましたことを深く感謝申し上げます。計画の実現に向けて、全力で取り組んで参りたいと存じますので、今後とも本市の福祉行政の推進のためにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

大洲市長 清 水 裕

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

[総 論]	1
第1 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の目的	3
2 計画策定の意義	4
3 法令等の根拠	4
4 上位計画等との整合	4
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	5
第2 高齢者人口・介護サービス等の推移	6
1 大洲市の人口構造	6
2 高齢者人口等の推移	7
3 要支援・要介護認定者の推移	8
4 介護サービス利用者の推移	9
5 介護サービス月平均給付費の推移	11
6 介護サービス別、年間サービス量の推移	13
第3 日常生活圏域ニーズ調査結果	15
第4 高齢者保健福祉計画の方向性	18
1 取り組むべき対策	18
2 大洲市高齢者保健福祉計画の基本的方向	20
3 計画の重点項目	22
4 基本理念	24
5 施策の体系	25
第5 高齢者人口等の推計	26
1 人口の推計	26
2 認定者数の推計	28
第6 日常生活圏域の設定	30

[各 論]	35
第1 高齢者の健康づくり	37
1 健康診査	37
2 健康教育	38
3 健康相談	39
4 訪問指導	40
5 がん検診	40
6 今後の活動方針	41
第2 高齢者福祉サービスの充実	42
1 地域支援事業	42
2 在宅福祉事業	53
3 福祉施設	55
4 社会福祉協議会活動	57
第3 介護保険サービスの充実	65
1 在宅介護サービスの充実	65
2 地域密着型サービスの提供	68
3 施設介護サービスの提供	72
4 介護保険事業の適正な運営	73
5 第1号被保険者の介護保険料	75
第4 高齢者の生きがいと社会参加活動の充実	81
1 生涯学習の推進	81
2 老人クラブ活動の促進	81
3 シルバー人材センター	82
4 世代間交流（三世代）の推進	82
第5 高齢者にやさしい環境整備	83
1 多様な「住まい」の普及の推進	83
2 住みよい福祉のまちづくりの推進	84
[資料編]	87
1 大洲市地域福祉推進委員会設置要綱	89
2 大洲市地域福祉推進委員会委員名簿	91
3 計画策定の経過（地域福祉推進委員会の開催状況等）	92

表紙に掲載しているシンボルマークと大洲市のロゴは、市町村合併10周年を記念して制作されたものです。

総論

第 1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

我が国においては、生活水準の向上、医療や社会保障制度の整備などにより、平均寿命が延びるとともに高齢化が進行しており、平成 26 年 3 月 1 日現在の高齢化率は 25.5%（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）では、本計画の目標年度となる平成 29 年度には高齢化率が 28.0%、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となる平成 37 年度には 30.3%になると推測されており、今後の高齢化の進行の著しさが予測されています。

大洲市では、「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第 5 期計画】」を策定し、介護保険サービスをはじめ、介護予防や生活支援などの保健福祉サービスの提供、生きがい活動など高齢者の生活全般に関わる施策を体系的に推進してきました。

この 3 年の間、本市においても高齢化率は年々増加しており、平成 24 年度には 30%を超え、平成 26 年 9 月末現在で 31.7%（3 年間で 2.3 ポイント増加）となっています。今後の高齢化率は、本計画の目標年度の平成 29 年で 33.8%、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となる平成 37 年には、37.0%に達するものと見込まれています。

このような超高齢社会に対応するため、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、第 5 期計画時に導入された「介護、予防、医療、生活支援、住まい」のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、引き続き取り組んでいくことが重要になっています。

今後も、介護予防重視型システムの継続、認知症対策の推進、地域包括支援センターや地域密着型サービス等のサービス体系の確立など、『地域に根ざした介護予防の推進や介護体制の確立』といった取り組みを、より一層推進することが必要となっています。

「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第 6 期計画：平成 27～29 年度】」は、大洲市におけるすべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるよう、介護、介護予防、生活支援などの各種施策、サービスの提供量、提供体制、介護保険財政の安定化の方策等を示し、市民とともに推進していくことを目的に策定するものです。

2 計画策定の意義

団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となる平成 37（2025）年に対応すべく、高齢者保健福祉施策、介護保険施策を展開していくためには、保健・医療・福祉が一体となって、健康づくりや生きがいづくり、生活環境の整備等を推進していくことが重要となります。

「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第 6 期計画】」は、高齢者の状況や地域の実情をふまえた施策を計画的かつ着実に推進していけるように、市がめざすべき目標や施策の方向を明らかにし、長期的な視点とより広い視野をもって策定するものです。

3 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」、健康増進法第 8 条第 2 項の規定に基づく「健康増進計画（高齢者対象部分）」、及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

本計画の計画期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とし、将来人口などについては、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となる平成 37（2025）年を踏まえた推計とします。

4 上位計画等との整合

大洲市総合計画では、[きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～]を将来像として、また「安心きらめくまちづくり」の「①市民健康のまちづくり」「②ともに支え合う地域づくり」「③高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり」を「健康・安心の福祉プロジェクト」として設定しています。

このシンボルプロジェクトは、本市の高齢者施策においても、基本的な考え方と方策を明示しています。

本計画は、大洲市総合計画や福祉関連計画等の基本的考え方を踏まえ、高齢者に関する専門的・個別的な領域を受け持つとともに、「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」との連携・整合性を図っています。

今後の高齢者保健福祉施策の指針となる行政計画であるばかりでなく、市民、家庭、地域、事業者、団体などが一体となって高齢者の自立した生活を支援するための指針としても位置づけられます。

5 計画の期間

「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第6期計画】」は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3年間の計画です。

また、本計画は、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる平成37（2025）年を見据えた計画とすることが求められているため、計画の基礎となる人口や要支援・要介護認定者数のほか、サービス水準や給付費、保険料水準についても平成37（2025）年までの水準を検証しながら推計するものとし、大洲市のサービスの方向性や基盤整備、生活支援サービスの整備等を踏まえながら、平成27年度からの3年間の取り組みとして、介護保険サービス量（目標量）等の設定を行います。

計画の期間

平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					
第5期計画期間					目標年度
			本計画期間【第6期】		

6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢福祉課を事務局とし、庁内の関係各課と連携を図るとともに、保健・医療・福祉関係機関・団体、サービス事業者や市民等の代表者からなる「大洲市地域福祉推進委員会」にて審議を重ね、本市の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業施策の3年間の計画を審議して策定いたしました。

第2 高齢者人口・介護サービス等の推移

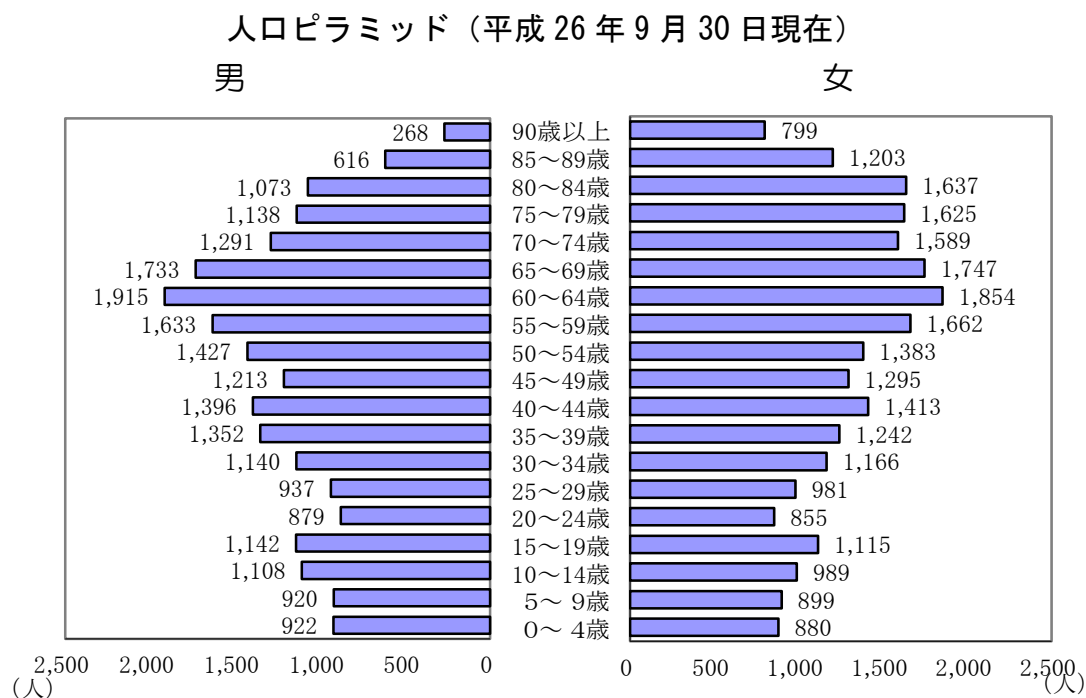
1 大洲市の人口構造

平成26年9月30日時点の本市の総人口は、46,437人（男性：22,103人、女性：24,334人）となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態でみると、中高年期の人口が多く、男女ともに60～64歳を中心にふくらみがみられます。

男女別では、75歳以上人口で女性の5,264人に比べ、男性は3,095人と女性の約6割となっています。

また、35歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。



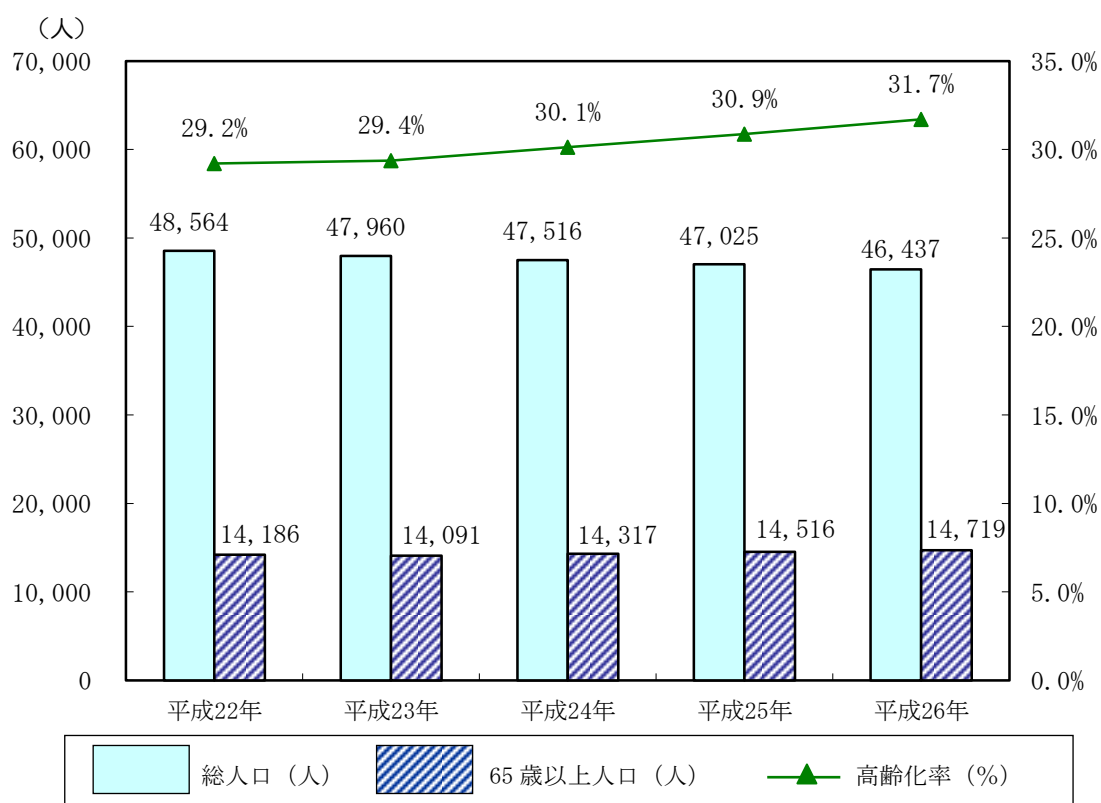
2 高齢者人口等の推移

本市の総人口は、平成 26 年 9 月 30 日時点では 46,437 人で、第 5 期計画が策定された平成 23 年の 47,960 人と比較すると、この 3 年間で 1,523 人（3.2%）の減少と、減少傾向で推移しています。

一方、65 歳以上の高齢者人口では、平成 23 年の 14,091 人に対し平成 26 年では 14,719 人となり、628 人（4.5%）の増加となっています。

高齢化率においては、平成 23 年の 29.4%から、平成 26 年では 31.7%と、総人口の減少による相対的な影響で、3 年間で 2.3 ポイントの増加となっています。

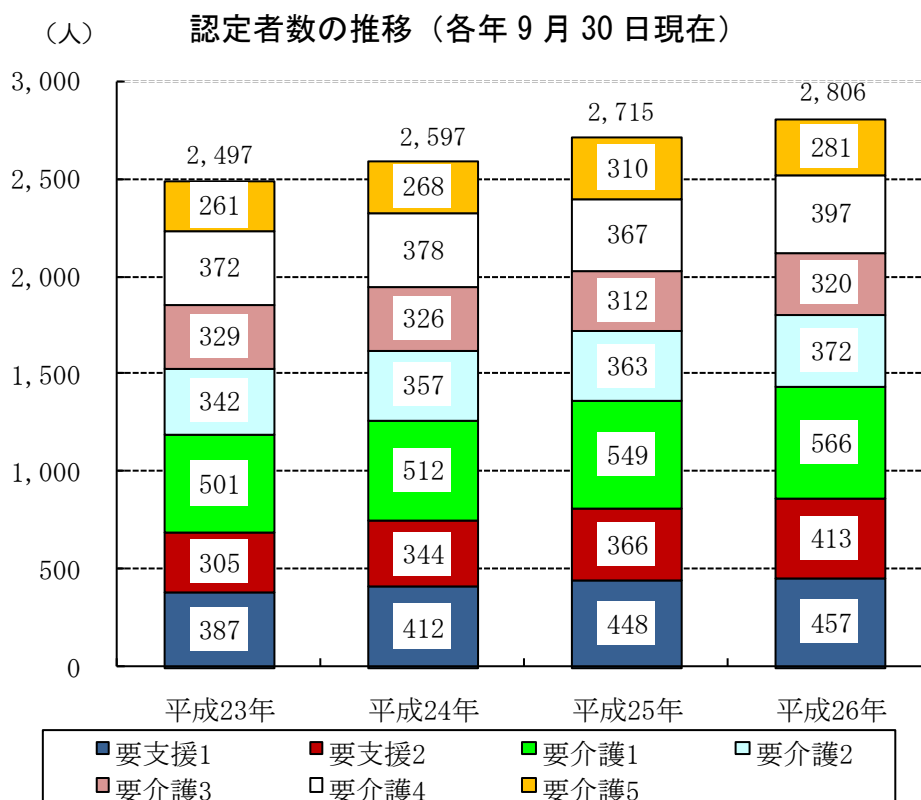
総人口・高齢者数の推移（各年 9 月 30 日現在）



	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	48,564 人	47,960 人	47,516 人	47,025 人	46,437 人
65 歳以上人口	14,186 人	14,091 人	14,317 人	14,516 人	14,719 人
高齢化率	29.2%	29.4%	30.1%	30.9%	31.7%

3 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成 26 年 9 月時点で 2,806 人となっており、第 5 期計画が策定された平成 23 年の 2,497 人と比較すると、309 人（12.4％）の増加となっています。認定率（要支援・要介護認定者の高齢者数に対する割合）で見ると、平成 23 年の 17.7％から平成 26 年では 19.1％と 1.4 ポイントの増加となっています。要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、平成 25 年から平成 26 年にかけて 91 人増加しました。要支援・要介護の介護ランク別では、全体的に増加傾向にありますが、特に要支援 1、要支援 2 と要介護 1、要介護 2 の方がかなり増加しており、なかでも要支援 2 の方が平成 23 年の 305 人に対し平成 26 年では 413 人と 108 人（35.4％）の増加となっています。



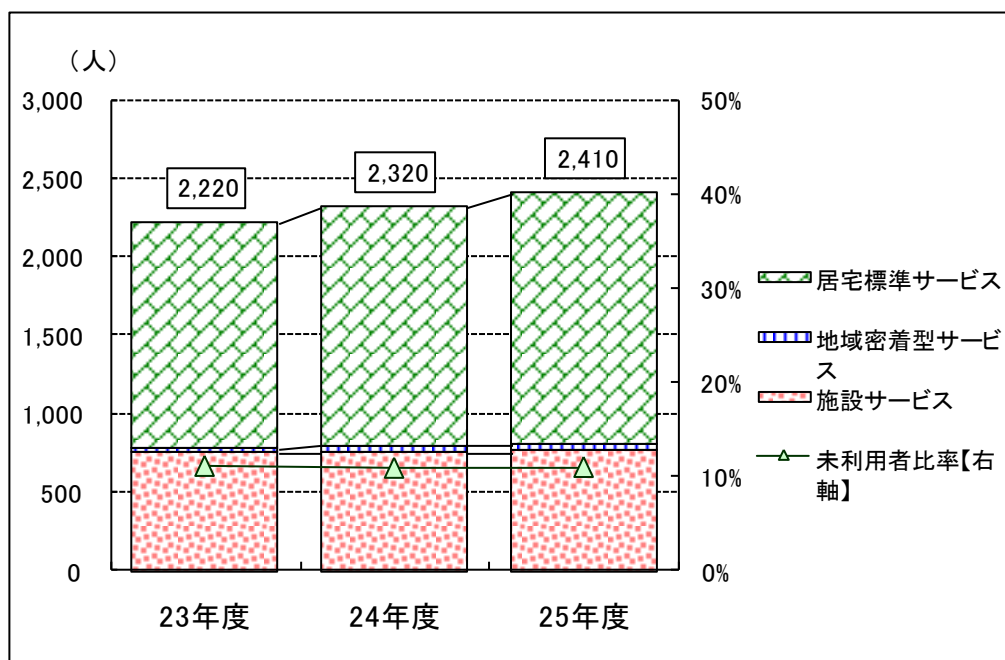
	認定率	認定者数	高齢者人口
平成 23 年	17.7%	2,497 人	14,091 人
平成 24 年	18.1%	2,597 人	14,317 人
平成 25 年	18.7%	2,715 人	14,516 人
平成 26 年	19.1%	2,806 人	14,719 人

4 介護サービス利用者の推移

介護サービスの利用者数は、平成 25 年度月平均で 2,410 人（居宅サービス：1,605 人、準施設・施設サービス：765 人、地域密着型サービス：39 人）となっており、第 5 期計画策定時の平成 23 年度月平均の 2,220 人（居宅サービス：1,440 人、準施設・施設サービス：753 人、地域密着型サービス：27 人）と比較すると、190 人（8.6%）の増加となっています。

地域密着型サービス利用者及び施設サービス利用者がほぼ横ばいの状況であるのに対し、居宅サービス利用者は増加傾向にあるという状況がうかがえます。

介護サービス利用者数の推移（月あたり平均値）



(人)

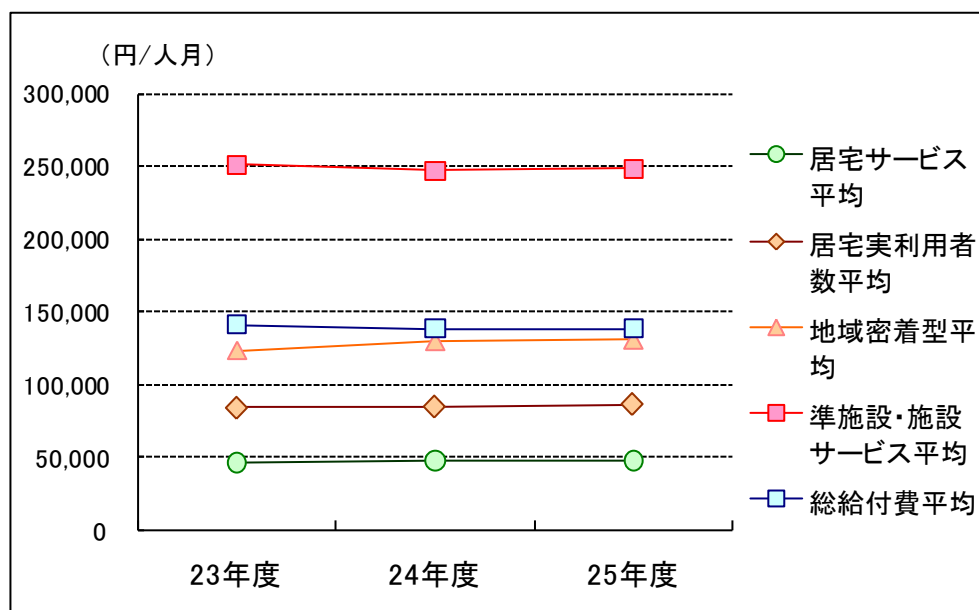
(年度)		第4期	第5期	
		23 年度	24 年度	25 年度
居宅サービス	訪問介護	508	513	524
	訪問入浴介護	40	30	25
	訪問看護	70	151	168
	訪問リハビリテーション	154	62	52
	居宅療養管理指導	64	70	76
	通所介護	655	689	744
	通所リハビリテーション	363	379	385
	短期入所生活介護	101	133	167
	短期入所療養介護（老健）	65	68	71
	短期入所療養介護（病院等）	6	2	2
	福祉用具貸与	600	659	717
	居宅サービス小計	2,626	2,755	2,932
	【実利用者数小計】	1,440	1,525	1,605
	居宅介護支援	1,416	1,492	1,570
地域密着型サービス	巡回対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	14	25	21
	小規模多機能型居宅介護	14	18	18
	複合型サービス	0	0	0
	地域密着型小計	27	44	39
準施設・施設サービス	特定施設入居者生活介護	55	62	74
	地域密着型特定施設生活介護	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	177	176	180
	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0
	介護老人福祉施設	215	218	217
	介護老人保健施設	242	240	243
	介護療養型医療施設	64	56	51
	施設系サービス小計	753	751	765
サービス利用者合計		2,220	2,320	2,410
未利用者数		278	285	298
（未利用者比率）		11.1%	10.9%	11.0%
要介護者数※		2,498	2,605	2,708

※要介護認定者数は、平成 23,24,25 年は 10 月現在

5 介護サービス月平均給付費の推移

介護サービスの利用者1人あたり月間平均給付費の推移については、平成25年度で月平均138,303円（居宅サービス：86,206円、準施設・施設サービス：248,005円、地域密着型サービス：130,556円）となっており、第5期計画策定時の平成23年度の140,969円（居宅サービス：83,705円、準施設・施設サービス：251,029円、地域密着型サービス：123,008円）に対し、この2年間で2,666円（1.9%）の減少となっています。

利用者1人あたり月間平均給付費の推移



(円/人月)

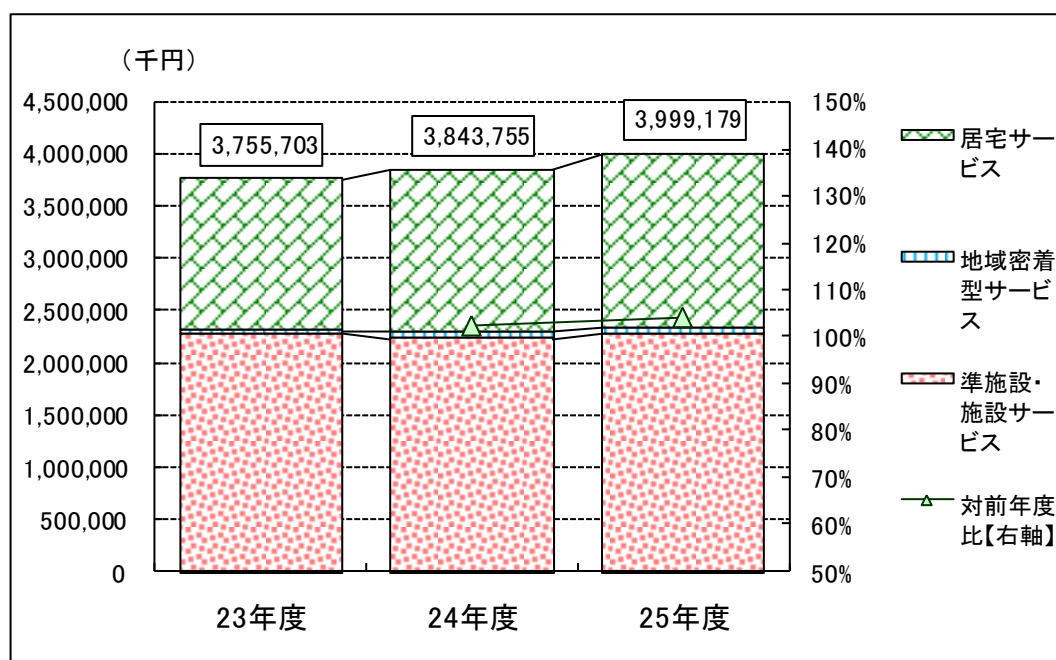
(年度)		第4期	第5期	
		23 年度	24 年度	25 年度
居宅サービス	訪問介護	36,528	36,086	34,702
	訪問入浴介護	46,412	45,150	46,344
	訪問看護	30,026	30,078	33,789
	訪問リハビリテーション	25,813	24,207	23,922
	居宅療養管理指導	6,531	6,497	6,849
	通所介護	54,789	57,947	57,405
	通所リハビリテーション	71,395	70,694	70,660
	短期入所生活介護	68,173	71,813	82,151
	短期入所療養介護（老健）	61,402	64,241	67,746
	短期入所療養介護（病院等）	66,782	68,851	56,751
	福祉用具貸与	10,255	10,459	10,120
	居宅サービス平均	45,884	46,807	47,209
	居宅実利用者数平均	83,705	84,522	86,206
地域密着型サービス	巡回対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	62,028	85,727	92,867
	小規模多機能型居宅介護	184,362	190,415	175,852
	複合型サービス	0	0	0
	地域密着型平均	123,008	129,522	130,556
準施設・施設サービス	特定施設入居者生活介護	177,143	174,470	171,450
	地域密着型特定施設	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	239,579	239,542	240,195
	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0
	介護老人福祉施設	244,118	241,639	242,961
	介護老人保健施設	260,182	260,247	266,197
	介護療養型医療施設	334,441	319,106	320,578
	準施設・施設サービス平均	251,029	247,271	248,005
総給付費平均		140,969	138,056	138,303

6 介護サービス別、年間サービス量の推移

年間サービス費用については、平成 25 年度で 3,999,179 千円（居宅サービス：1,660,764 千円、準施設・施設サービス：2,277,185 千円、地域密着型サービス：61,231 千円）となっており、第 5 期計画策定時の平成 23 年度の 3,755,703 千円（居宅サービス：1,445,923 千円、準施設・施設サービス：2,269,553 千円、地域密着型サービス：40,223 千円）に対し、この 2 年間で 243,476 千円（6.5%）の伸びとなっています。

平成 23 年度から平成 25 年度にかけて伸び率が高いサービスは、居宅サービスでは「訪問看護（171.2%）」「短期入所生活介護（99.9%）」「居宅療養管理指導（25.5%）」「短期入所療養介護（老健）（20.2%）」があげられます。準施設・施設サービスでは「特定施設入居者生活介護（29.9%）」が高くなっています。一方、「介護療養型医療施設」は減少傾向で推移しています。

年間給付費の推移



(千円)

(年度)		第4期	第5期	
		23 年度	24 年度	25 年度
居宅サービス	訪問介護	222,783	221,927	218,346
	訪問入浴介護	22,417	16,141	13,903
	訪問看護	25,102	54,472	68,085
	訪問リハビリテーション	47,625	18,022	14,975
	居宅療養管理指導	4,990	5,467	6,260
	通所介護	430,863	479,080	512,799
	通所リハビリテーション	311,138	321,303	326,730
	短期入所生活介護	82,421	114,829	164,795
	短期入所療養介護（老健）	47,893	52,324	57,584
	短期入所療養介護（病院等）	4,675	1,274	1,135
	福祉用具貸与	73,884	82,680	87,019
	特定福祉用具購入費	0	0	0
	住宅改修費	0	0	0
	居宅介護支援	172,137	179,651	189,132
	居宅サービス小計	1,445,927	1,547,170	1,660,764
地域密着型サービス	巡回対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	10,173	26,104	23,774
	小規模多機能型居宅介護	30,051	41,701	37,457
	複合型サービス	0	0	0
	地域密着型小計	40,223	67,805	61,231
準施設・施設サービス	特定施設入居者生活介護	117,092	129,893	152,076
	地域密着型特定施設	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	508,627	504,594	518,342
	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0
	介護老人福祉施設	631,045	632,490	631,942
	介護老人保健施設	754,266	749,120	777,028
	介護療養型医療施設	258,523	212,684	197,797
	施設系サービス小計	2,269,553	2,228,781	2,277,185
給付費合計		3,755,703	3,843,755	3,999,179
対前年度比			102.3%	104.0%

第3 日常生活圏域ニーズ調査結果

(1) 調査概要

①調査目的

本調査は、計画期間を平成 27 年度から平成 29 年度とする「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第 6 期計画】」の策定にあたり、市民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査方法

調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとした調査票を用いて実施しました。

③調査期間

平成 26 年 3 月

④調査対象者と回収結果

対 象	配布数	回収数	回収率
一般高齢者及び要介護認定者	893 票	688 票	77.0%

(2) 普段の生活で誰かの介護・介助が必要か

圏域別の状況について、「介護・介助は必要ない」は大洲中央が 64%、大洲西が 63%、大洲東が 54%となっています。

「現在、何らかの介護を受けている」は大洲東が 22%と比較的多く、大洲中央、大洲西がともに 15%となっています。

Q2. 普段の生活で誰かの介護・介助が必要か (%)				
	介護・介助は必要ない	何らかの介護・介助は必要だが現在は受けていない	現在、何らかの介護を受けている	無回答
全 体	60.9	9.3	16.9	12.9
大洲中央	64.2	9.3	15.2	11.3
大洲東	53.7	9.1	22.3	14.9
大洲西	62.5	9.4	14.8	13.3

※圏域の設定についてはP31に掲載

(3) 介護・介助が必要になった主な原因

圏域別の状況について、「認知症（アルツハイマー病等）」は大洲東が 29%と比較的多く、大洲中央が 25%、大洲西が 23%となっています。

「高齢による衰弱」は大洲中央が 33%と多く、大洲西が 21%、大洲東が 18%となっています。

「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」は大洲西が 21%、大洲東が 20%、大洲中央が 18%となっています。

Q2-1. 介護・介助が必要になった主な原因（いくつでも）（上位7位）							(%)
	認知症（アルツハイマー病等）	高齢による衰弱	脳卒中（脳出血・脳梗塞等）	骨折・転倒	関節の病気（リウマチ等）	心臓病	視覚・聴覚障害
全 体	25.6	24.4	19.4	17.2	15.0	12.8	12.2
大洲中央	25.4	33.3	17.5	17.5	7.9	14.3	12.7
大洲東	29.1	18.2	20.0	14.5	16.4	12.7	16.4
大洲西	22.6	21.0	21.0	19.4	21.0	11.3	8.1

(4) 普段自分で健康だと思うか

圏域別の状況について、「まあまあ健康」は大洲西が 56%、大洲東が 54%、大洲中央が 53%となっています。

「あまり健康でない」は大洲東が 22%、大洲中央が 21%、大洲西が 20%となっています。

健康（「とても健康」と「まあまあ健康」の合計）という方は、大洲西が 61%、大洲中央が 59%、大洲東が 55%となっています。

Q1. 普段自分で健康だと思うか						(%)
	とても健康	まあまあ健康	あまり健康でない	健康でない	無回答	
全 体	4.7	54.1	20.8	10.6	9.9	
大洲中央	6.2	52.5	21.0	10.5	9.7	
大洲東	1.7	53.7	22.3	11.4	10.9	
大洲西	5.1	55.9	19.5	10.2	9.4	

(5) 治療中又は後遺症のある病気はあるか

圏域別の状況について、「高血圧」は大洲東が 50%と比較的多く、大洲中央が 47%、大洲西が 44%となっています。

「目の病気」は大洲中央が 23%、大洲東が 22%、大洲西が 20%となっています。

「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」は大洲東が 20%、大洲西が 17%、大洲中央が 14%となっています。

Q2. 治療中又は後遺症のある病気はあるか（いくつでも）（上位7位）							(%)
	高血圧	目の病気	筋骨格の 病気(骨粗 しょう症、 関節症等)	心臓病	糖尿病	腎臓・前立 腺の病気	胃腸・肝 臓・胆のう の病気
全 体	46.7	21.4	16.9	14.5	12.9	11.3	9.4
大洲中央	47.1	22.6	14.4	14.4	15.2	12.1	10.9
大洲東	50.3	22.3	20.0	12.6	10.9	11.4	6.9
大洲西	43.8	19.5	17.2	16.0	12.1	10.5	9.8

(6) 現在、病院・医院に通院しているか

圏域別の状況について、「はい(通院している)」という方は大洲中央が 83%、大洲西が 81%、大洲東が 78%となっています。

Q4. 現在、病院・医院に通院しているか				(%)
	はい	いいえ	無回答	
全 体	81.1	10.3	8.6	
大洲中央	82.9	8.6	8.6	
大洲東	78.3	11.4	10.3	
大洲西	81.3	11.3	7.4	

第4 高齢者保健福祉計画の方向性

1 取り組むべき対策

(1) 介護予防対策

高齢期に入ると、生活機能の低下が見られたり、疾病にかかりやすい状況にあり、症状の悪化等によっては、介護や支援が必要な状態となるおそれがあります。

その背景には、「できないことを補う」補完的なサービスが主体であったこと、集団的なアプローチが優先して個人レベルでの目標やプログラムの設定ができていなかったこと、介護予防の重要性に対しての認識が不足しているために予防事業に参加しない人が多かったこと、訓練のための訓練にとどまり目的を達成するという意識が不足していたことなどがあげられます。

本市の高齢化率は、平成24年度に30%を超えており、今後も、平成27(2015)年には人口規模の最も大きい“団塊の世代”（昭和22年～24年生まれ）が65歳以上の高齢期を迎え、さらには、平成37（2025）年には75歳以上の後期高齢者となり、かつて経験したことのない「超高齢社会」が到来します。

これらの高齢者が、できる限り要介護状態にならないために、また介護保険サービスを利用することに伴う介護保険料の上昇を抑えるためにも、介護予防対策はますます重要な課題となっています。

(2) 認知症高齢者の対策

厚生労働省の平成27年1月の報告によると、平成24年の認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ（※）以上の高齢者数）は462万人（高齢者全体の約15%）となっており、平成22年の認知症高齢者数280万人と比較すると、この2年間で実に65%の増加となっています。

また、“団塊の世代”（昭和22年～24年生まれ）が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年の推計は、675万（高齢者全体の約19%）～730万人とされ、10年あまりで1.5倍に増加し、実に高齢者全体の5人に1人が認知症になるものと見込まれています。

引き続き、認知症を予防する取り組みや、認知症になった場合に進行させないための支援、家族と自宅で日常生活を送れるような支援などの事業を検討していく必要があります。

※ 日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。

(3) 生きがいづくりや社会参加

高齢期は、身体的な要因や精神的な要因などで、家に閉じこもりがちになり、それが原因で介護や支援を要する状態となるケースもみられるため、生きがいづくりや社会参加に向けた支援は、重要な高齢者施策の一つといえます。

本市においても、これまで生涯学習の推進や就業促進、社会参加機会の提供と拡大など、高齢者の生きがいづくりに取り組んできましたが、時代の変化とともに高齢者の好みや行動も多様化し、学習プログラムやスポーツ活動、仕事の従事先などに対する要望も多種多様になってきており、これらのニーズに対応したプログラムを提供していく必要があります。

(4) 地域と世代をつなぐ

社会や地域との交流が途切れると「共につくるまちづくり（協働・連携・共生）」は停滞してしまいます。

隣り近所での見守りや声掛けなど、大規模災害発生時においても、小さい単位での支えあいがますます大切になっています。

一方、身近で高齢者への支えが必要になった場合、配偶者だから、子だからではなく、家族、親戚みんなでその人のことを思い、役割を分担し、協力し合うことが大切です。現在は若い世代でも、数十年後には高齢期を迎え、支えが必要となります。現在高齢期を迎えている人に限らず、どの世代の人も、「活動的な 85 歳」でいることを目指し、次世代の生活（持続可能な社会保障制度）を継続していくことが必要になっています。

2 大洲市高齢者保健福祉計画の基本的方向

(1) 計画策定のポイント

介護保険事業の円滑な実施を確保するためには、まず、計画策定に際して、利用者が必要とするサービスの内容及び量を的確に把握し、次にその計画に沿った各種サービスの提供体制を確保した上で、介護給付及び地域支援事業の実施につなげることが必要です。

また、高齢者ができる限り要介護状態等に陥ることのないように、生活習慣病などの疾病予防対策や生きがい対策に関する支援を行うことも重要です。

本計画の目標年度である平成 29 年度には、高齢化率が 33%を超えることも見込まれており、本市の総人口の 3 人に 1 人が高齢者となる状況を踏まえ、今後必要となる様々なサービスの基盤整備や多様なサービスの担い手を育成確保していくためにも、地域におけるサービス提供体制の確保を計画的に進めていくことが必要であり、本計画はそのための基本計画となります。

計画策定に際し、国の示す基本的な指針等を参考に、特に以下の点について考慮していきます。

①平成 37 年（2025 年）を見据えた計画

平成 27(2015) 年には人口規模の最も大きい“団塊の世代”（昭和 22 年～24 年生まれ）が 65 歳以上の高齢期を迎え、さらには、平成 37（2025）年には 75 歳以上の後期高齢者となり、かつて経験したことのない「超高齢社会」が到来します。

「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」を基本に、増加する認知症ケアの確立など高齢者介護のあり方を中長期的な視野でとらえ、平成 37(2025)年を見据えた高齢者福祉・介護の計画づくりが求められています。

②地域包括ケア実現のための方向性の継承（在宅医療介護連携の取り組み推進）

平成 24（2012）年度からの制度改正において、「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される【地域包括ケアシステム】の実現に向けた取り組みが開始されました。

第 6 期計画においても、引き続き【地域包括ケアシステム】の実現に向け、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点で推進していく必要があります。

地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組み

- 認知症支援の充実（平成 26 年度から地域支援事業の任意事業に位置付けられた事業等の推進）
 - ・ 認知症ケア向上推進事業（認知症地域支援推進員の配置や、介護施設における認知症対応力の向上等）
- 生活支援サービスの体制整備（平成 26 年度から地域支援事業の任意事業に位置付けられた事業等の推進）
 - ・ 見守りなどの生活支援サービスを充実させるためのコーディネーター配置 等
- 医療と介護の連携の強化
 - ・ 包括的な支援（地域包括ケア）
 - ・ 予防給付と生活支援サービスの総合的な実施
- 高齢者の居住にかかる施策との連携
- 介護人材の確保とサービスの質の向上 等

3 計画の重点項目

介護保険事業の円滑な実施を確保するためには、まず、計画策定に際して、利用者が必要とするサービスの内容及び量を的確に把握し、次にその計画に沿った各種サービスの提供体制を確保した上で、介護給付及び地域支援事業の実施につなげることが必要です。

また、高齢者ができる限り要介護状態等に陥ることのないように、生活習慣病などの疾病予防対策や生きがい対策に関する支援を行うことも重要です。

これらのことをふまえ、本計画は、以下の点に主眼をおきました。

- (1) 高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、地域包括支援センターを中心に包括的なサービス提供ができる地域包括ケア体制の整備を図ります。
- (2) 日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取り組みを進めます。
- (3) 生涯にわたる健康づくりを推進し、要介護状態等に陥らないように、介護予防の充実に努めます。
- (4) 高齢者がいつまでも元気で暮らしていくための生きがいづくりと、社会参加できる体制整備を図ります。さらに、豊富な知識や経験を持つ高齢者等の、地域コミュニティネットワークへの主体的な参画を促進します。
- (5) 認知症サポーターを養成するなど、認知症高齢者に対する支援体制の整備を図ります。また、「状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ（認知症ケアパス）」を確立し、早期ケアからの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を図ります。

さらには、認知症地域支援推進員の配置や介護施設における認知症対応力の向上、見守りなどの生活支援サービスを充実させるためのコーディネーターの配置等の、認知症高齢者及びその家族に対する支援施策に取り組みます。

- (6) 高齢者虐待の防止及びその早期発見を含む権利擁護のため、地域におけるネットワークづくり等、支援体制の整備を図ります。また、成年後見制度など様々な情報提供や普及啓発を行います。
- (7) 要介護状態等にある高齢者や、その家族に対する支援体制の整備を図ります。
- (8) ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等への、見守り・声かけ活動の展開、緊急時・災害時の要配慮者に対する避難支援体制整備を図ります。

4 基本理念

「大洲市総合計画」では、「健康・安心の福祉プロジェクト」において、「①市民健康のまちづくり」「②ともに支え合う地域づくり」「③高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり」として、高齢者福祉施策の基本的な考え方と方策を明示しています。

“団塊の世代”（昭和 22 年～24 年生まれ）が平成 37（2025）年に 75 歳以上の後期高齢者となり、かつて経験したことのない「超高齢社会」の到来を迎えることを踏まえ、本市の今後の高齢者像については、高齢者本人が「健康」を維持し、これまでに培ってきた経験や知識に基づいて、「生き生き」と活動していくことで、「ともに支え合う」地域福祉社会の実現を目指していくことがますます必要になっています。

高齢者本人の身体・健康はもとより、こころが満たされるような取り組みや、地域や仲間が必要とされているといった人生の満足感をいつまでも持ち続けていくための取り組みが必要になっています。

地域での積極的な活動や、支え合い活動の一役を担うことで、高齢者本人や地域住民が、住み慣れた地域の中で、仲間と支え合いながら、生き生きと暮らし続けられるまちづくりを目指していきます。

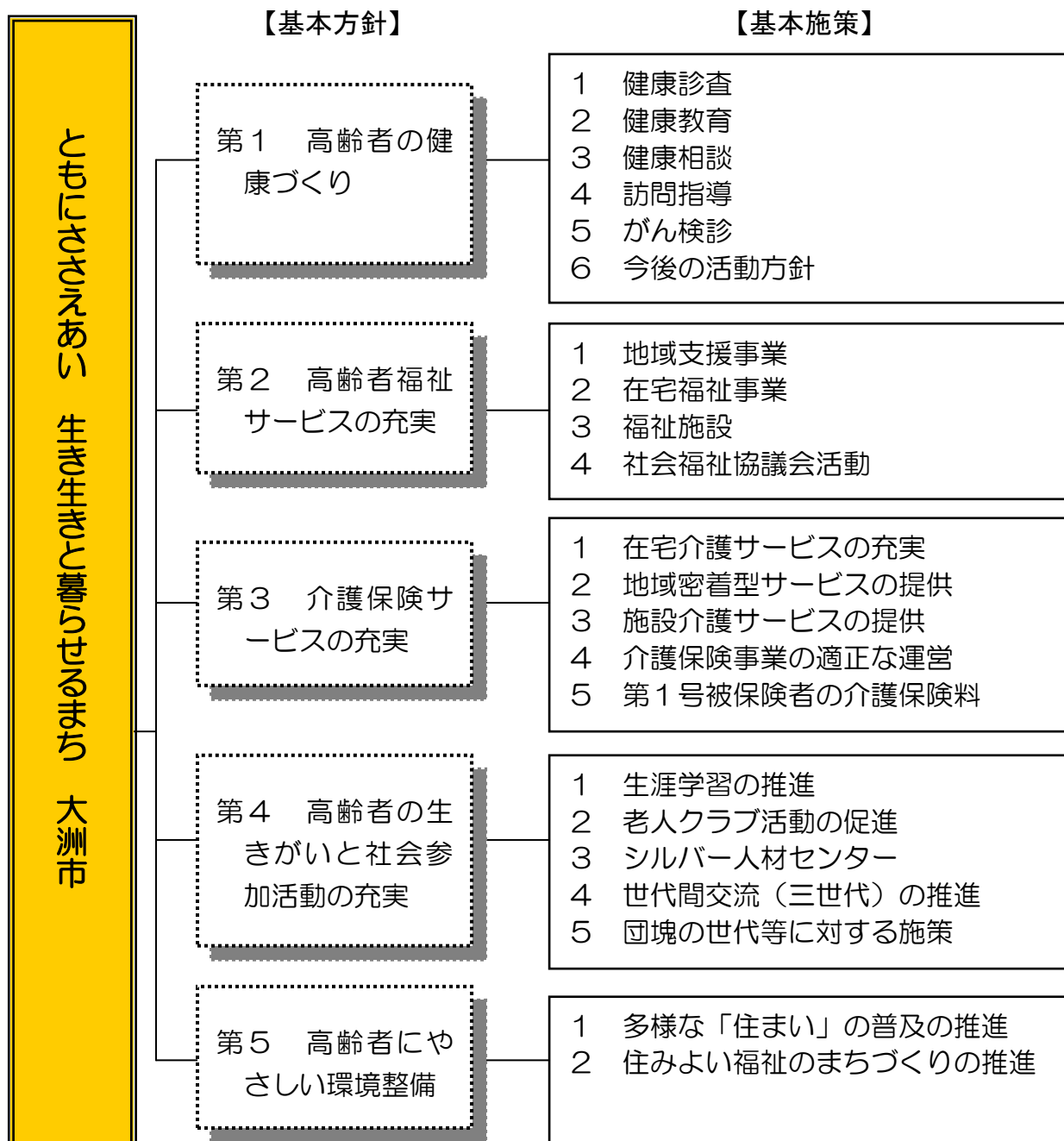
本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第 5 期計画】」の基本的考え方や目的等を今後も引き継ぎ、高齢者施策を積極的に展開していくため、「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第 6 期計画】」の基本理念を「ともにささえあい 生き生きと暮らせるまち 大洲市」とし、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進するものとします。

大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念

**ともにささえあい
生き生きと暮らせるまち
大洲市**

5 施策の体系

本計画は、以下の体系で施策を展開します。



第5 高齢者人口等の推計

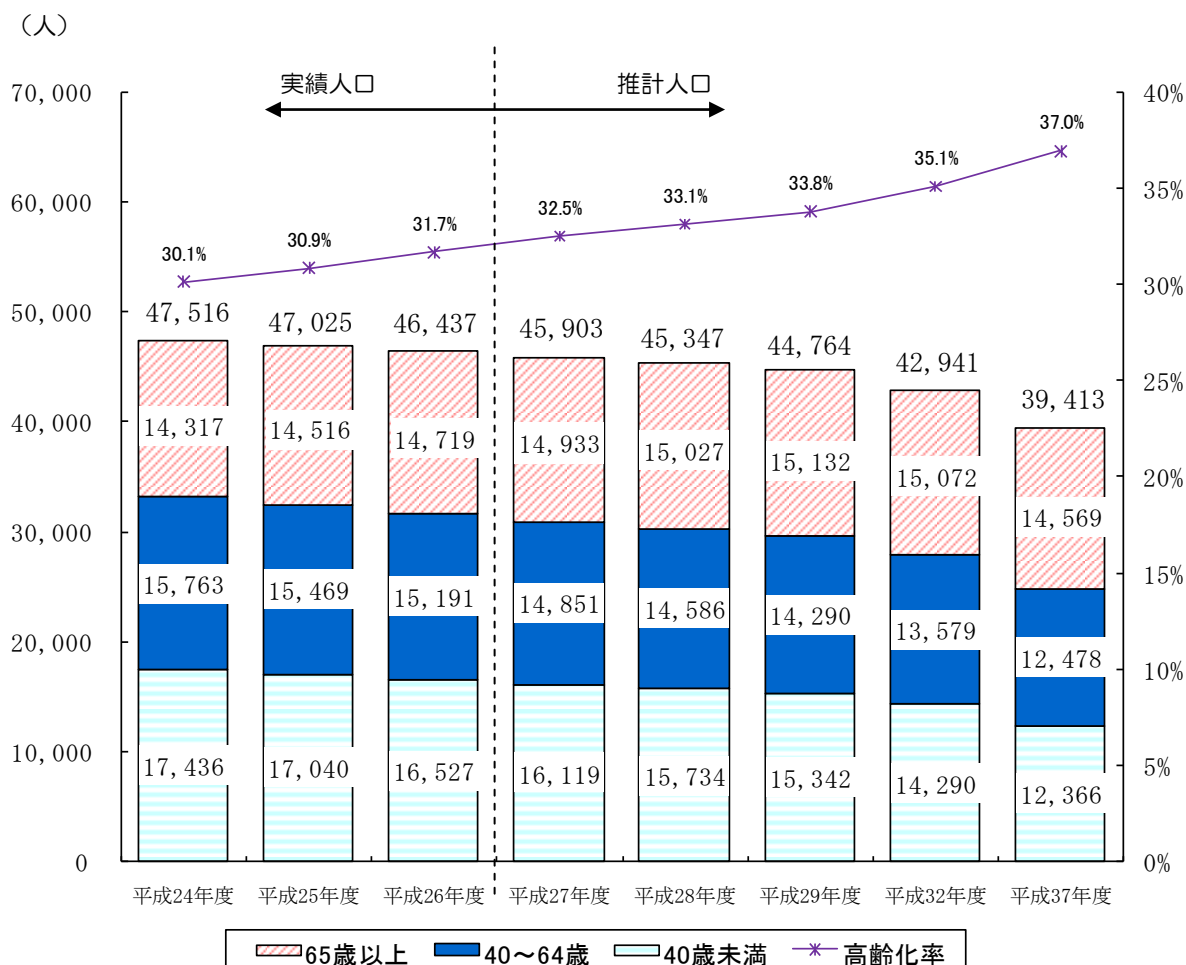
1 人口の推計

人口推計は、平成22年から平成26年9月の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

これによると、本市の総人口は、平成26年度の46,437人から減少傾向のまま推移し、第6期計画の目標年度である平成29年度では44,764人（3.6%減）と推計されます。

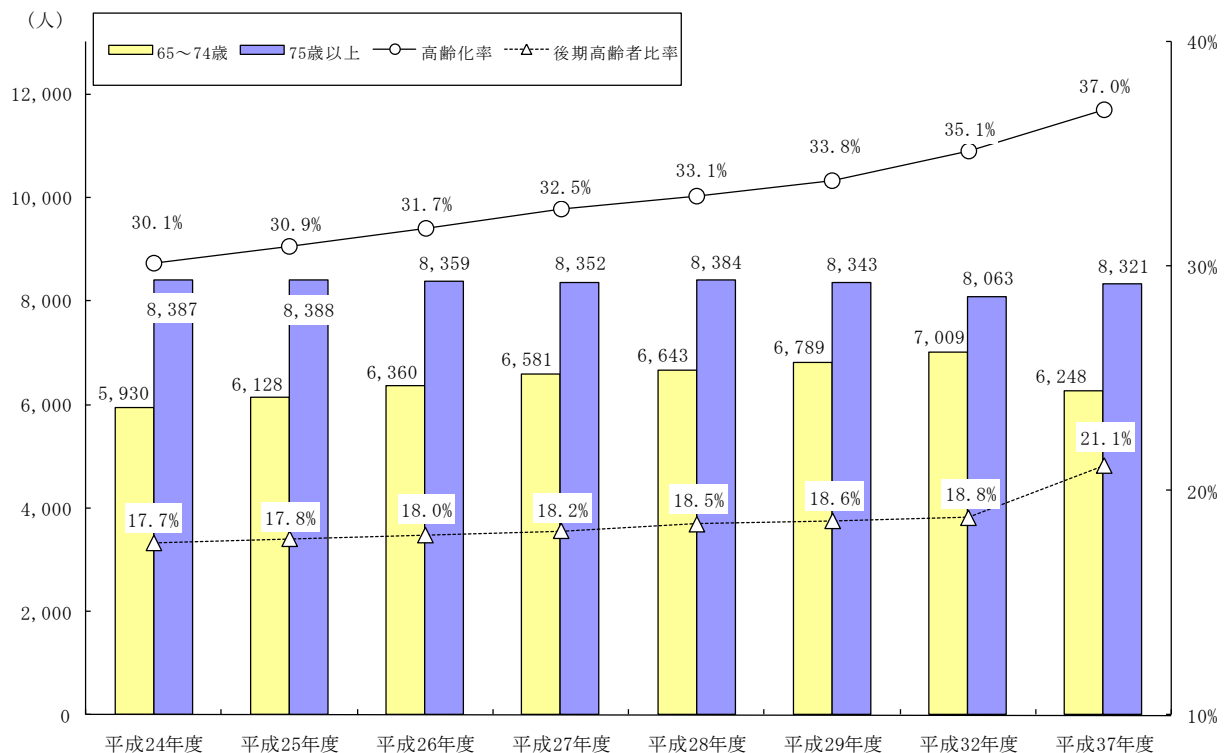
一方、65歳以上人口は、平成26年度の14,719人から平成29年度の15,132人へと413人（2.7%）増加し、高齢化率も2.1ポイント上昇して33.8%となると推計されます。

人口推計結果（年齢区分別）



	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総人口	47,516 人	47,025 人	46,437 人	45,903 人	45,347 人	44,764 人	44,171 人
40 歳未満	17,436 人	17,040 人	16,527 人	16,119 人	15,734 人	15,342 人	14,982 人
40～64 歳	15,763 人	15,469 人	15,191 人	14,851 人	14,586 人	14,290 人	14,048 人
65 歳以上	14,317 人	14,516 人	14,719 人	14,933 人	15,027 人	15,132 人	15,141 人
高齢化率	30.1%	30.9%	31.7%	32.5%	33.1%	33.8%	34.3%
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
総人口	43,561 人	42,941 人	42,316 人	41,688 人	41,057 人	40,426 人	39,413 人
40 歳未満	14,630 人	14,290 人	13,950 人	13,594 人	13,240 人	12,909 人	12,366 人
40～64 歳	13,843 人	13,579 人	13,354 人	13,142 人	12,941 人	12,694 人	12,478 人
65 歳以上	15,088 人	15,072 人	15,012 人	14,952 人	14,876 人	14,823 人	14,569 人
高齢化率	34.6%	35.1%	35.5%	35.9%	36.2%	36.7%	37.0%

高齢者人口の推計結果

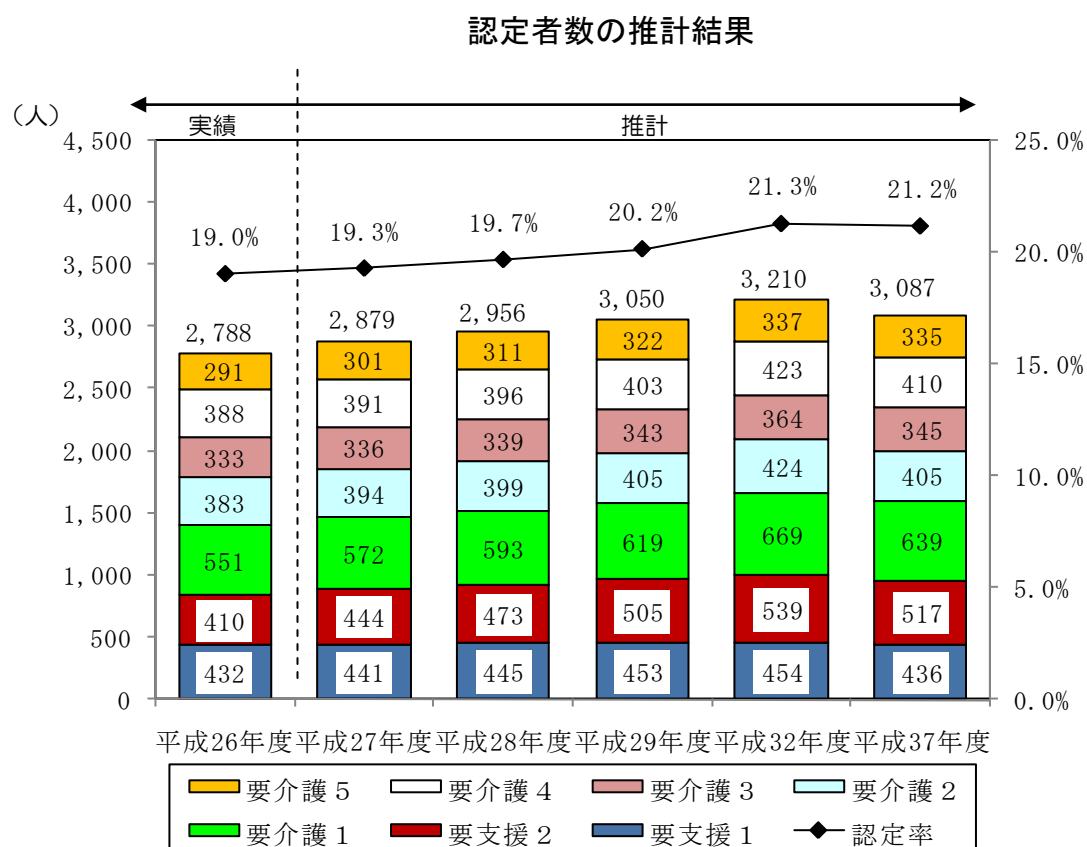


	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
65～74 歳	5,930 人	6,128 人	6,360 人	6,581 人	6,643 人	6,789 人	6,912 人
75 歳以上	8,387 人	8,388 人	8,359 人	8,352 人	8,384 人	8,343 人	8,229 人
高齢化率	30.1%	30.9%	31.7%	32.5%	33.1%	33.8%	34.3%
後期高齢者比率	17.7%	17.8%	18.0%	18.2%	18.5%	18.6%	18.6%
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
65～74 歳	6,890 人	7,009 人	7,069 人	6,891 人	6,703 人	6,520 人	6,248 人
75 歳以上	8,198 人	8,063 人	7,943 人	8,061 人	8,173 人	8,303 人	8,321 人
高齢化率	34.6%	35.1%	35.5%	35.9%	36.2%	36.7%	37.0%
後期高齢者比率	18.8%	18.8%	18.8%	19.3%	19.9%	20.5%	21.1%

2 認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、平成 26 年 6 月時点で 2,788 人となっており、平成 29 年度には 3,050 人となり、3 年間で 262 人（9.4％）の増加が予想されます。さらに平成 32 年度には 3,210 人、平成 37 年度には 3,087 人と見込んでいます。また、認定率（要支援・要介護認定者の高齢者数に対する割合）で見ると、平成 26 年度の 19.0％から平成 29 年度では 20.2％と 1.2 ポイントの増加となっています。

要支援・要介護の介護ランク別では、全ての介護度別で増加傾向にあり、平成 26 年と比較した平成 29 年の人数は、要支援 2 が 95 人（23.2％）、要介護 1 が 68 人（12.3％）、要介護 5 が 31 人（10.7％）の増加となっています。



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
合計	2,788 人	2,879 人	2,956 人	3,050 人	3,103 人	3,157 人
要支援 1	432 人	441 人	445 人	453 人	453 人	454 人
要支援 2	410 人	444 人	473 人	505 人	516 人	528 人
要介護 1	551 人	572 人	593 人	619 人	636 人	652 人
要介護 2	383 人	394 人	399 人	405 人	411 人	418 人
要介護 3	333 人	336 人	339 人	343 人	350 人	357 人
要介護 4	388 人	391 人	396 人	403 人	410 人	416 人
要介護 5	291 人	301 人	311 人	322 人	327 人	332 人
認定率	19.0%	19.3%	19.7%	20.2%	20.5%	20.9%
	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
合計	3,210 人	3,185 人	3,161 人	3,136 人	3,112 人	3,087 人
要支援 1	454 人	450 人	447 人	443 人	440 人	436 人
要支援 2	539 人	535 人	530 人	526 人	521 人	517 人
要介護 1	669 人	663 人	657 人	651 人	645 人	639 人
要介護 2	424 人	420 人	416 人	413 人	409 人	405 人
要介護 3	364 人	360 人	356 人	353 人	349 人	345 人
要介護 4	423 人	420 人	418 人	415 人	413 人	410 人
要介護 5	337 人	337 人	336 人	336 人	335 人	335 人
認定率	21.3%	21.2%	21.1%	21.1%	21.0%	21.2%

※平成 26 年 6 月 30 日現在。

※平成 30、31 年度の認定者数は平成 29 年度と平成 32 年度の数値を案分して算出。

同様に、平成 33～36 年度は平成 32 年度と平成 37 年度の数値を案分して算出。

第6 日常生活圏域の設定

第6期介護保険事業計画においても、第5期に引き続き高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活できるような基盤整備を計画的に行っていくため、第5期と同じ圏域設定をし、今後の介護保険の施策の進み具合に応じて、必要があれば、今後の計画策定において段階的に分ける方向で対応したいと考えます。

このようなことから、次のように3圏域の設定を行います。

① 大洲中央圏域

旧大洲市の内、肱南・久米・肱北・喜多地区及びその南に位置する平野・南久米地区により設定しています。

特徴は、市街地及び山間地域ともにありますが、他の圏域に比べますと市街地化が進んだ地域が多い点です。人口は圏域の中では最も多く、また、高齢化率及び施設サービス受給率は3圏域の中で最も低くなっています。

② 大洲東圏域

旧大洲市の内、東に位置する平・菅田・大川・旧肱川町・旧河辺村地域により設定しています。

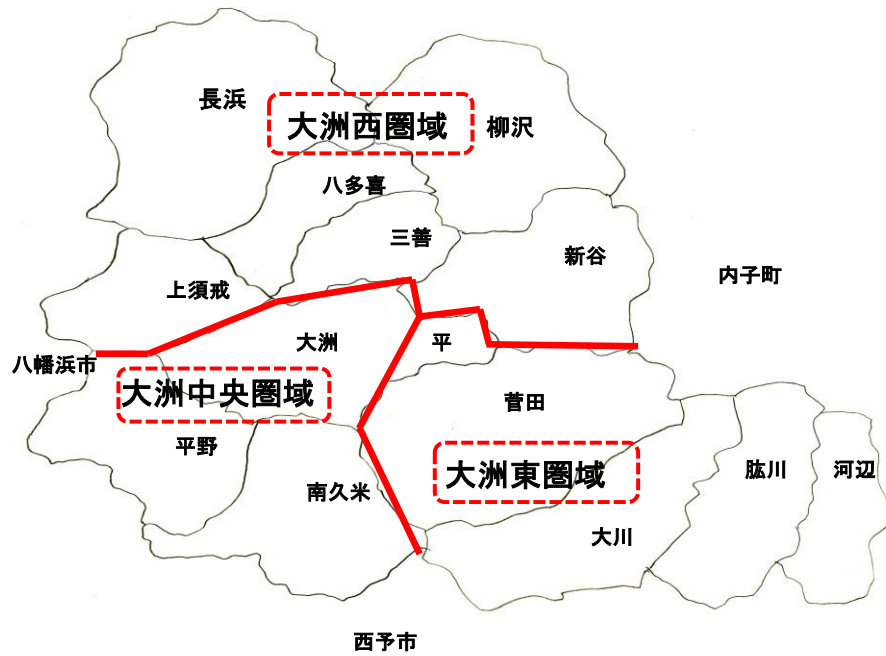
特徴は、3圏域の中で最も面積が広がっている点、また市内で最も高齢化率の低い平地区と最も高い旧河辺村地域が1つの圏域となり、地区ごとに格差が見受けられる点です。人口・高齢者数ともに、圏域の中では最も少なく、高齢化率も市平均より低くなっていますが、要介護(支援)認定率及び施設サービス受給率は3圏域の中で最も高くなっています。

③ 大洲西圏域

旧大洲市の内、北に位置する柳沢・新谷地区、西に位置する三善・八多喜・上須戒・旧長浜町地域により設定しています。

特徴は、3圏域の中で最も高齢化率が高くなっていますが、サービス受給率は最も低くなっています。

第6期計画の日常生活圏域



○ 日常生活圏域ごとの状況① 平成 26 年 11 月末現在

日常生活 圏 域 名	地 区 別		人 口	高齢者数	高齢化率	要 介 護 (要支援) 認定者数	要 介 護 (要支援) 認 定 率
大洲中央	大 洲	肱 南	3,954 人	1,280 人	32.37%	292 人	22.8%
		久 米	2,828 人	725 人	25.64%	119 人	16.4%
		肱 北	2,602 人	828 人	31.82%	148 人	17.9%
		喜 多	6,679 人	1,497 人	22.41%	231 人	15.4%
		平 野	2,070 人	736 人	35.56%	140 人	19.0%
		南久米	1,420 人	488 人	34.37%	95 人	19.5%
	計		19,553 人	5,554 人	28.40%	1,025 人	18.5%
大洲東	大 洲	平	4,347 人	880 人	20.24%	148 人	16.8%
		菅 田	3,694 人	1,038 人	28.10%	235 人	22.6%
		大 川	871 人	386 人	44.32%	77 人	19.9%
	肱 川		2,427 人	999 人	41.16%	213 人	21.3%
	河 辺		824 人	455 人	55.22%	77 人	16.9%
	計		12,163 人	3,758 人	30.90%	750 人	20.0%
大洲西	大 洲	柳 沢	575 人	284 人	49.39%	53 人	18.7%
		新 谷	3,563 人	1,009 人	28.32%	208 人	20.6%
		三 善	986 人	306 人	31.03%	67 人	21.9%
		八多喜	1,792 人	620 人	34.60%	122 人	19.7%
		上須戒	486 人	226 人	46.50%	44 人	19.5%
	長 浜		7,234 人	3,026 人	41.83%	556 人	18.4%
	計		14,636 人	5,471 人	37.38%	1,050 人	19.2%
合 計			46,352 人	14,783 人	31.89%	2,825 人	19.1%

※この表での認定率は、要介護認定者数(2号被保険者含む)を高齢者数で除したものです。

○日常生活圏域ごとの状況② 平成 26 年 11 月末現在

日常生活 圏 域 名	要介護度	要 介 護 認定者数	サービス 受給者数	サービス 受 給 率	内 在 宅 サービス 受給者数	内 在 宅 サービス 受 給 率	内 施 設 入所者数	内 施 設 サービス 受 給 率
大洲中央	要支援1	207 人	159 人	76.8%	159 人	100.0%	0 人	0.0%
	要支援2	153 人	131 人	85.6%	131 人	100.0%	0 人	0.0%
	要介護1	202 人	195 人	96.5%	178 人	91.3%	17 人	8.7%
	要介護2	133 人	128 人	96.2%	117 人	91.4%	11 人	8.6%
	要介護3	105 人	102 人	97.1%	79 人	77.5%	23 人	22.5%
	要介護4	135 人	119 人	88.1%	71 人	59.7%	48 人	40.3%
	要介護5	90 人	87 人	96.7%	42 人	48.3%	45 人	51.7%
	計	1,025 人	921 人	89.9%	777 人	84.4%	144 人	15.6%
大洲東	要支援1	93 人	70 人	75.3%	70 人	100.0%	0 人	0.0%
	要支援2	107 人	93 人	86.9%	93 人	100.0%	0 人	0.0%
	要介護1	140 人	128 人	91.4%	115 人	89.8%	13 人	10.2%
	要介護2	99 人	94 人	94.9%	81 人	86.2%	13 人	13.8%
	要介護3	92 人	87 人	94.6%	48 人	55.2%	39 人	44.8%
	要介護4	125 人	115 人	92.0%	44 人	38.3%	71 人	61.7%
	要介護5	94 人	86 人	91.5%	20 人	23.3%	66 人	76.7%
	計	750 人	673 人	89.7%	471 人	70.0%	202 人	30.0%
大洲西	要支援1	186 人	135 人	72.6%	135 人	100.0%	0 人	0.0%
	要支援2	143 人	128 人	89.5%	128 人	100.0%	0 人	0.0%
	要介護1	228 人	208 人	91.2%	197 人	94.7%	11 人	5.3%
	要介護2	135 人	131 人	97.0%	110 人	84.0%	21 人	16.0%
	要介護3	130 人	125 人	96.2%	93 人	74.4%	32 人	25.6%
	要介護4	146 人	127 人	87.0%	76 人	59.8%	51 人	40.2%
	要介護5	82 人	64 人	78.0%	27 人	42.2%	37 人	57.8%
	計	1,050 人	918 人	87.4%	766 人	83.4%	152 人	16.6%
合 計		2,825 人	2,512 人	88.9%	2,014 人	80.2%	498 人	19.8%

各 論

第 1 高齢者の健康づくり

本市では国の健康日本 21 に基づき「健康日本 21 大洲市版」を策定し、平成 19 年度に中間評価を行いました。

大洲市の健康課題が明確になったことから、それらを踏まえ特定健診・特定保健指導など、健康づくりの目標に向けた取り組みを実施しています。

また、保健センターでは、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸（寝たきり、認知期間の短縮）を図り、将来元気な高齢者をつくることを最終目標に事業を展開しています。

引き続き、健康日本 21 大洲市版「健康づくり計画書(2 次計画)」に沿って、市民が主体性をもった健康づくりを展開していきます。

1 健康診査

昭和 57 年度から老人保健法に基づいて健康診査を実施してきましたが、平成 20 年度からは、老人保健法が「高齢者医療を確保する法律」に移行し、壮年期・高齢期の保健事業は、内臓脂肪症候群（メタボリック・シンドローム）対策に力点を置いた医療保険者ごとの特定健康診査・特定保健指導と、健康増進法に基づく健康増進事業に再編され、特定健診がスタートしました。

平成 20 年度以降、医療保険者に 40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防（メタボリックシンドロームの概念を導入）に着目した特定健診及び特定保健指導を行っています。

特定健診の受診率が平成 22 年度に伸び悩みの状況となったため、平成 23 年度新たに日曜日健診や夜間健診、11 月の追加健診前の 3 年間未受診者への個人通知など対策を実施しています。

受診率のアップに向けては、がん検診との共同実施や、日曜日健診や追加検診の実施に加え、平成 23 年度からは、初回受診者を増やすために、尿酸・クレアチニン検査を実施しました。また、個別健診の受診率をアップするため、市内の受託医療機関に健診の協力の依頼も行っています。

今後も、特定健診とがん検診の共同実施、市内の受託医療機関への健診の協力依頼、日曜日健診の継続とともに制度変更の周知徹底を図っていきます。

また、広報活動による周知として、防災無線放送による健診前からの会場ごとのお知らせや、ポスター作成による各健診会場への掲示も実施していきます。

特定健康診査・特定保健指導に係る実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定健診実施率	21.3%	20.2%	40.0%	50.0%	60.0%
特定保健指導実施率	59.5%	45.9%	60.0%	60.0%	60.0%

2 健康教育

健康教育は、健診の結果説明会や地域での健康教室など、各地域の実情に合わせた内容で実施していますが、新規の参加者が少なく顔ぶれが固定化しており、また、男性や若い世代の参加者が少ない状況です。

市内 7 ブロックに分けて運動・栄養・歯周疾患について実施しており、対象者を 40-64 歳までにすると参加者が少なく、地域により 70 歳まで年齢を引き上げて実施しています。

今後、健康教室は、内容の充実を図り実習や体験など取り入れわかりやすい教室を目指すとともに、特定健診受診者でハイリスク者を対象に糖尿病教室を重点として実施していきます。

また、特定健診対象者以外の人にも健康づくり教室に参加してもらえるような取り組みを進めます。

健康教育の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
歯周疾患	回数	56 回	22 回	40 回	50 回	50 回
	参加人数	432 人	305 人	400 人	500 人	500 人
骨粗しょう症	回数	3 回	42 回	45 回	50 回	50 回
	参加人数	53 人	611 人	620 人	700 人	700 人
病態別	回数	204 回	66 回	70 回	70 回	70 回
	参加人数	1,567 人	1,345 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人
一般	回数	214 回	142 回	150 回	160 回	170 回
	参加人数	3,217 人	3,027 人	3,100 人	3,100 人	3,100 人

3 健康相談

心身の健康に関する個別相談に応じ必要な助言を行う事業で、特定保健指導の対象者と健康づくりを希望する人を中心に実施していますが、参加者は固定しており新しい参加者は少ない状況です。

病態別の栄養士による栄養相談は、大洲と長浜で実施していますがこちらも利用者が少ない状況となっています。

また、特定健診などの結果説明会時には、栄養士、歯科衛生士による相談を個別に実施していますが、こちらも希望する人は少ない状況です。今後は、地域の健康教育やサロン等において、健康相談を実施していくことで、住民自身がセルフケアできるように助言、保健指導を行っていきます。

今後も、継続して市民の健康相談に応じ、各々が自分の健康管理ができるよう必要な助言・指導を行うとともに、特定健診結果の説明は丁寧にわかりやすく説明し結果説明会の参加を促していきます。

健康相談の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高血圧	回数	7 回	1 回	10 回	15 回	15 回
	参加人数	151 人	47 人	100 人	150 人	150 人
歯周疾患	回数	51 回	30 回	35 回	35 回	40 回
	参加人数	118 人	125 人	140 人	150 人	160 人
骨粗しょう症	回数	21 回	2 回	10 回	15 回	20 回
	参加人数	406 人	114 人	130 人	140 人	150 人
病態別	回数	99 回	72 回	80 回	90 回	100 回
	参加人数	1,170 人	382 人	400 人	450 人	500 人
総合健康相談	回数	232 回	395 回	400 回	450 回	500 回
	参加人数	3,133 人	5,130 人	5,200 人	5,300 人	5,400 人

4 訪問指導

訪問指導の対象者は、生活習慣病予防の観点から、特定健診・後期高齢者健診などの結果により、要指導者を中心として保健指導の必要な方に対して行っています。

また、健康増進法の補助対象外として、常勤の保健師が特定健診やがん検診後のフォローの必要な人や心の健康で気になる事例等について訪問をしています。

今後も、高齢者や障害の対象者には、在宅介護支援センター・高齢福祉課・社会福祉課など福祉の関係者と連携をとりながら効果的に対応していくとともに、健診後の要フォロー者で電話でのフォローが困難な事例の場合は家庭訪問を実施していくものとしします。

訪問指導の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要指導者実人員	159 人	186 人	200 人	200 人	200 人
閉じこもり実人員	24 人	43 人	50 人	50 人	50 人
介護家族実人員	9 人	8 人	10 人	10 人	10 人
寝たきり実人員	2 人	0 人	5 人	5 人	5 人
認知症実人員	11 人	8 人	10 人	10 人	10 人

5 がん検診

がん検診は、がんの早期発見・早期治療のために重要で、健康増進法に基づく事業として市町村が実施しています。

平成 20 年度の健診の制度変更に伴い、従来の申込み制度を廃止し、市内の検診の会場に直接出向いてもらい、自主的にがん検診を受けてもらう体制としました。

平成 19 年度の受診者で、平成 23 年 10 月末までに胃がん検診を受診していない方に対し、アンケートを実施しました。その結果では、74.7%が医療機関で受診していると回答しています。

また、がん検診推進事業として、平成 21 年度から子宮頸がん・乳がん、平成 23 年度から大腸がんについて、特定の方にクーポン券を送付し 1 回のみ無料で受診できるようにになりました。無料であるその年においては、受診者は増加しましたが継続受診につながっていない状況です。

今後は、受診者の利便性を考慮して特定健診と共同実施としていくとともに、機会ある毎にがん検診の広報活動を実施し、未受診者の受診勧奨を行っていきます。

平成 26 年度からは、40 歳に到達する人に対しての検診案内の送付や、がん研究

センターや愛媛大学との次世代多目的コホート研究やピロリ菌検査等により、がん検診受診率の起爆剤になるよう取り組んでいます。

がん検診の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
胃がん検診	1,357 人	1,130 人	1,200 人	1,250 人	1,300 人
大腸がん検診	2,544 人	2,299 人	2,300 人	2,350 人	2,400 人
肺がん検診	2,085 人	1,838 人	2,000 人	2,050 人	2,100 人
子宮頸がん検診	1,845 人	1,679 人	1,700 人	1,750 人	1,800 人
乳がん検診	2,130 人	1,945 人	2,000 人	2,050 人	2,100 人

6 今後の活動方針

平成 20 年度から医療保険者毎の特定健康診査・特定保健指導が始まり、国民健康保険加入者の指導を市が行うこととなりましたが、市民全体の健康づくりについては、「健康日本 21 大洲市版「健康づくり計画書(2 次計画)」に沿って、市民一人一人が主体的な健康づくりを行ってもらえるよう今後も支援していきます。

第2 高齢者福祉サービスの充実

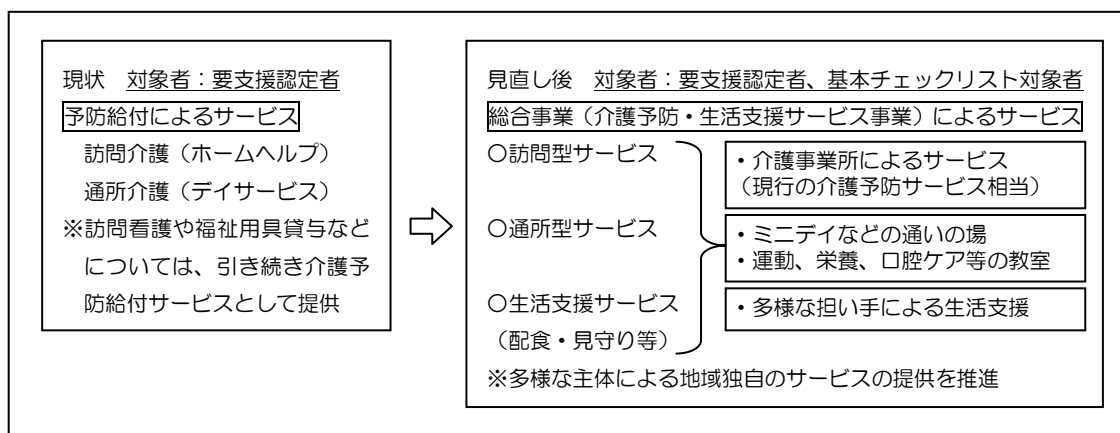
1 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について

①事業の概要

平成 27 年度からの介護保険制度改正により、地域支援事業に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が導入されます。

従来の予防給付のうち訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行し、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する事業です。



②事業の実施時期

制度上の総合事業の実施時期については、平成 27 年 4 月 1 日施行となっていますが、円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、市町村において条例を定める場合には、その実施を平成 29 年 4 月 1 日まで猶予することが認められています。

実施にあたっては、地域における均一なサービス提供体制を構築していくため、介護事業所やNPOなど多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していく必要があります。

このようなことから、本市では十分な準備・移行期間を設け、平成 29 年 4 月 1 日の事業開始を予定しています。

③総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

ア) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、制度改正前の要支援者に相当する、①要支援認定を受けた者、②基本チェックリスト該当者（事業対象者）となります。

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

イ) 一般介護予防事業

一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる方になります。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

(2) 介護予防事業

要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象に、生活機能改善を目的とする各種事業を実施することにより、要介護状態等になることを予防するとともに、全ての第1号被保険者を対象に、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を図る事業です。

①サービスの必要な高齢者の把握事業

平成 23 年度から 3 年間をかけて要支援・要介護認定を受けていない第一号被保険者に対して「基本チェックリスト」を郵送・回収し、サービスの必要な高齢者の把握に努めており、平成 26 年度からも 3 年間をかけて要支援・要介護認定を受けていない第一号被保険者に対して、2 回目の「基本チェックリスト」を郵送・回収し、サービスの必要な高齢者を把握します。介護予防教室への参加者が少ないことが課題として挙げられています。

特定高齢者把握事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
把握方法	基本チェックリストを郵送して回収する方法				—
発送者数	4,630 人	3,237 人	4,700 人	3,300 人	—
回収数	3,259 人	2,260 人	3,300 人	2,300 人	—
特定高齢者決定数	1,229 人	738 人	1,300 人	750 人	—

郵送と回収する地区割り

年 度	対 象 地 区
平成 26 年度	柳沢・新谷・肱北・平・南久米・長浜①
平成 27 年度	肱南・久米・平野・肱川・河辺・長浜②
平成 28 年度	喜多・三善・上須戒・菅田・大川・八多喜

②特定高齢者デイサービス事業

特定高齢者に対し介護予防を目的として、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等のプログラムを行い、要支援・要介護状態に陥らないよう支援する事業です。

なお、平成 29 年度からは、介護予防教室を除き「新しい総合事業」に移行します。

特定高齢者デイサービス事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数	611 人	683 人	700 人	700 人	—
延べ利用回数	2,138 回	2,415 回	2,700 回	2,700 回	—
利用実人数	85 人	82 人	90 人	90 人	—

介護予防教室（直営分）の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数	21 回	21 回	21 回	21 回	21 回
参加実人数	29 人	33 人	30 人	30 人	30 人
参加延人数	165 人	183 人	180 人	180 人	180 人

③生活管理指導員派遣事業

基本的生活習慣が欠如し、社会適応が困難な高齢者を対象に、生活管理指導員等が自宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な支援を行い、要支援・要介護状態に陥らないよう支援する事業です。

補助事業の廃止後も、例外的に継続者のみを地域支援事業で実施しています。

生活管理指導員派遣事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数	100 人	78 人	36 人	24 人	24 人
延べ利用時間	449 時間	349 時間	192 時間	144 時間	144 時間
利用実人数	9 人	8 人	3 人	2 人	2 人

④特定高齢者訪問型介護予防事業

特定高齢者のうち、心身の状況等によりデイサービスなどの通所型サービスの利用困難な人に対し、保健師や栄養士等が対象者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う事業です。平成 24 年度、25 年度の利用実績はありませんが、ニーズがあった場合に対応するため事業を継続します。

⑤介護予防普及啓発事業

全高齢者を対象に、転倒予防のための体操、栄養・口腔機能改善等の介護予防メニューも取り入れた転倒予防教室や介護予防に関する知識の普及啓発活動などの各種事業を行います。

ア) 転倒予防教室

高齢者の体力及び筋力の維持などを図り、転倒による骨折が原因で要介護状態に陥ることを予防する目的で平成 12 年度から実施しています。

現在、市内 14 箇所において 16 教室を開催し、毎月ストレッチ、筋力運動、全身運動を行っています。年 1 回は体力測定や運動記録日誌などから家庭での

運動継続への意識付けを行っています。

転倒予防教室開催回数は、全年齢参加者に占める男性の割合が少なく、また、単年度ごとに参加者を募集していますが、継続参加者が多く、新規の参加者が少ない状況です。

転倒予防教室参加実人数は、教室参加者に対しては、介護予防への普及啓発が出来ていますが、一般高齢者に対しては十分に広く普及啓発ができていない傾向にあります。

全年齢参加者に占める男性の割合が1割程度と少ない状況もあり、今後は、特に男性に対し、若い時から介護予防について取り組むことの必要性や、転倒予防教室の意義等について啓発していきます。また、教室中断者と介護保険移行者の状況を把握し、介護予防対策につなげていきます。

転倒予防教室の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
転 倒 予 防 教室	開催回数	191 回	190 回	192 回	192 回	192 回
	参加実人数	262 人	250 人	280 人	290 人	300 人
	参加延人数	2,129 人	2,007 人	2,200 人	2,300 人	2,400 人

イ) 介護予防普及啓発

高齢者と接する様々な機会を通じて、介護予防に関する知識の普及啓発に努めています。

特に、認知症問題については重要視し、主に、老人会・サロン・公民館・学校等を対象に認知症に関する講座を実施します。講座を通じ、認知症を身近な問題と捉え、自ら予防に取り組み、また認知症を理解し、地域が一体となって認知症家族を支えてもらえるよう働きかけを行うとともに、相談窓口の周知や相談も行います。

今後は、認知症ケアパスの構築に向けて、医療・保健・福祉・介護サービスとの連携を図るために研修会・連絡会等を行っていきます。

⑥高齢者食生活改善事業

高齢者を対象に、食生活改善のための講話、調理実習などを行うことにより、高齢者の健康維持・改善を図ります。

高齢者に不足しがちな栄養素が摂取できる食事やバランスのよい食事が家庭で実践していけるよう支援し、健康寿命の延伸につなげていきます。

男性料理実習は、退職者の参加者が多い傾向にあります。また、継続の参加者が多いため、新規の参加者を積極的に募集していきます。

高齢者食生活改善事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数実人数	478 人	502 人	520 人	520 人	520 人
参加者数延人数	546 人	573 人	600 人	600 人	600 人

(3) 包括的支援事業

「地域包括支援センター」は、平成 19 年 4 月に大洲市直営の形で 1 箇所設置しています。本市は面積が広いため、高齢者の利便性に配慮し、市役所本庁、長浜支所、肱川支所内にその出先機関としてサブセンターを 3 箇所、また、地域住民のより身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐ業務を行うランチ（窓口）を 4 箇所設置しています。

包括的支援事業は、この地域包括支援センターの行う業務の一つであり、高齢者が要介護状態等に陥ることなく、住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることができるよう包括的に支援を行う事業です。

平成 27 年度からの制度改正により、包括的支援事業に、認知症地域支援推進員の配置、介護施設における認知症対応力の向上等の認知症施策の充実、見守りなどの生活支援サービスを充実させるためのコーディネーター配置等の生活支援サービスの体制整備、さらには、医療・福祉資源の把握、会議の開催、研修の実施等の在宅医療と介護の連携の強化等の施策が追加されますので、本市においても実情に応じた各種事業の推進に努めていきます。

①総合相談支援事業

高齢者から初期段階での相談を受け付け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関、制度の利用につなげるなどの支援を行う事業です。

ア) 総合相談支援業務

高齢者からの相談やランチからあがってきた対応の難しい相談等を受け付け、必要とする支援内容を把握した上で適切なサービスにつなげるなど、適切に対応します。また、もの忘れ相談では、認知症専門医の協力により認知症高齢者及びその家族や介護職員（ケアマネジャー他）等の医療や介護に関する心配ごとや悩みごとについて総合的な相談に応じることにより認知症高齢者及び家族の支援を行っています。

総合相談支援業務の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受付延べ件数	1,927 件	1,842 件	1,800 件	1,800 件	1,800 件

もの忘れ相談の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	9 回	4 回	12 回	12 回	12 回
参加者数	11 人	7 人	24 人	24 人	24 人

イ) ブランチ委託業務

利用者の利便性に配慮し、相談窓口としての機能を備えたブランチ（窓口）を、民間の在宅介護支援センター4 箇所に業務を委託しています。

ブランチ委託業務の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
初期相談延べ件数	1,294 件	639 件	800 件	800 件	800 件
実態把握調査延べ件数	1,377 件	1,655 件	1,400 件	1,400 件	1,400 件
介護予防事業(サロン事業・転倒予防教室等)への協力	316 回	308 回	300 回	300 回	300 回

②介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態等になるおそれの高い状態にある特定高齢者についての介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づき、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行う事業です。

ア) 特定高齢者の介護予防ケアプラン作成業務

特定高齢者の介護予防ケアプラン作成業務の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
作成件数 (委託+教室)	99 件	107 件	100 件	100 件	100 件

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域における包括的・継続的なケア体制の構築、介護支援専門員と他の様々な職種・関係機関との連携を図り、介護支援専門員に対し研修の実施、支援困難事例等への指導・助言などを行う事業です。

包括的・継続的ケアマネジメント業務の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護支援事業者連絡会	9 回	10 回	6 回	6 回	6 回
	参加者 55 人	参加者 57 人	参加者 50 人	参加者 50 人	参加者 50 人
	延べ 397 人	延べ 418 人	延べ 250 人	延べ 250 人	延べ 250 人
地域ケア会議	35 回	22 回	30 回	30 回	30 回
	参加者延べ 208 人	参加者延べ 132 人	参加者延べ 150 人	参加者延べ 150 人	参加者延べ 150 人
ネットワーク会議	7 回	10 回	10 回	10 回	10 回
	参加者延べ 148 人	参加者延べ 89 人	参加者延べ 100 人	参加者延べ 100 人	参加者延べ 100 人

④権利擁護業務

地域における支援だけでは十分に問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活することができるよう、成年後見制度の活用を促進するなど、専門的な視点からの支援を行う事業です。

権利擁護業務の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
各種相談業務	延べ 535 件	延べ 674 件	延べ 700 件	延べ 700 件	延べ 700 件

⑤認知症ケア向上推進事業

認知症高齢者の家庭の相談役となる認知症地域支援推進員の配置や、介護施設における認知症対応力向上を図る事業です。本市では、平成 27 年度から、「包括的支援事業」において事業の推進を図っていきます。

⑥生活支援サービスの基盤整備事業

高齢者の見守りなど、生活支援サービスを充実させるためコーディネーターを配置する事業です。本市では、平成 27 年度から、「包括的支援事業」において事業の推進を図っていきます。

⑦その他

地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保その他円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置し、年2回協議会を実施しています。

また、その他にも地域における高齢者に対する包括的・継続的なケア体制を構築するための活動を行います。

その他の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域包括支援センター運営協議会	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
地域包括支援センターの PR	5 回	14 回	15 回	15 回	15 回
	対象者延べ 98 人	対象者延べ 154 人	対象者延べ 160 人	対象者延べ 160 人	対象者延べ 160 人

(4) 任意事業

介護保険事業の運営の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要である限り、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な形態での実施が可能とされる事業です。

①介護給付等費用適正化事業【ケアプランチェック事業】

ケアプランをチェックすることにより、介護（予防）給付について必要以上にサービスが提供されていないかの検証を行います。

また、サービス事業者に対し制度に関する情報提供・研修などを開催することにより利用者に対する適切なサービス提供がなされるよう費用の適正化を図る事業です。

新規申請・更新申請・プランに大きい変更があった際に各事業者から提出されたケアプランと認定審査情報等との確認を行い、その内容が適正かどうかについて介護支援専門員等が点検を行います。その際、要介護度や心身の状況等にあっていないサービス、過剰なサービス・不必要なサービス提供となっているプラン、画一的なサービス提供となっているプラン、サービス提供に偏りのあるプラン等については、ケアプランチェックシートでの確認や必要に応じてモニタリングの実施等をするよう担当ケアマネジャーを指導しています。

介護給付等費用適正化事業【ケアプランチェック事業】の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ケアプランチェック件数		2,163 件	2,048 件	1,355 件	1,375 件	1,400 件
内指摘件数		283 件	382 件	270 件	275 件	280 件
サービス事業 者連絡会	在宅回数	17 回	21 回	6 回	6 回	6 回
	在宅人数	329 人	322 人	60 人	60 人	60 人
	施設回数	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
	施設人数	110 人	103 人	100 人	100 人	100 人

②介護用品支給事業【家族介護支援事業】

在宅で寝たきり等の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋等）を支給し介護者の身体的・経済的負担を軽減します。

介護用品支給事業の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給対象者数		40 人	48 人	50 人	50 人	50 人

③在宅高齢者等介護手当支給事業【家族介護支援事業】

市民税非課税世帯で、要介護 4 または要介護 5 の寝たきり高齢者及び重度の認知症高齢者を在宅で介護している介護者のねぎらいを目的に手当を支給します。

在宅高齢者等介護手当支給事業の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給対象者数		45 人	49 人	50 人	50 人	50 人
支給月数		316 月	320 月	350 月	350 月	350 月

④徘徊高齢者位置情報サービス利用費補助事業【家族介護支援事業】

認知症で徘徊の症状がある高齢者を、在宅で介護している介護者が位置情報サービスを利用するための初期経費を補助します。

徘徊高齢者位置情報サービス利用費補助事業の目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助対象者数	2 人	1 人	10 人	10 人	10 人

⑤成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が必要であるにもかかわらず、資力がなくまたは資産を管理できる身内のいない高齢者に対し、後見人申立を行う際の費用について支援します。また、後見人等の報酬を負担することが困難な高齢者に対し報酬を助成します。

成年後見制度利用支援事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申立件数	4 件	3 件	8 件	8 件	8 件
報酬助成件数	0 件	2 件	4 件	4 件	4 件

⑥高齢者介護予防住宅改修事業

介護保険料の所得段階が第 5 段階（他の世帯員に市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方）以下の高齢者で介護保険認定の対象外または介護保険の住宅改修を受けた後、さらに住宅改修（手すりの取り付け・段差の解消・和式から洋式便器への取替え等の小規模改修）が必要になった場合に、費用の一部を補助します。

高齢者介護予防住宅改修事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施件数	10 件	11 件	10 件	10 件	10 件

⑦介護相談員派遣事業

サービス利用者の意見を聞き取り、サービス事業者や保険者につなげていくことを目的に、介護相談員を委嘱し、介護保険施設や在宅サービス事業所を訪問するなど、介護サービスの質的向上を図っています。

また、年 1 回介護相談員連絡会を開催し、当市における介護保険の現状の説明及び意見交換を行っています。介護相談員派遣等事業に対する受入事業所の理解と介護相談員の確保が必要になっています。

介護相談員派遣事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護相談員数	23 人	22 人	22 人	22 人	22 人
訪問対象施設数	34 施設	34 施設	42 施設	44 施設	44 施設
派遣実施延回数	504 回	426 回	620 回	650 回	650 回

⑧高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

閉じこもりがちな高齢者に対し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、積極的な社会参加の促進を図る事業です。

大洲市老人クラブ連合会に委託し、教養・趣味講座の開設等を実施しています。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運 動 講 座 (4 講座)	回数	107 回	110 回	110 回	110 回	110 回
	実人数	353 人	365 人	370 人	370 人	370 人
	延人数	1,636 人	1,691 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人
教養・趣味 講座 (8 講座)	回数	227 回	227 回	230 回	230 回	230 回
	実人数	468 人	400 人	400 人	400 人	400 人
	延人数	4,402 人	4,039 人	4,100 人	4,100 人	4,100 人

2 在宅福祉事業

地域支援事業として取り組めない事業については、市の一般財源で対応し、特定高齢者（二次予防対象者）や介護保険には該当しないものの日常生活を送る上で何らかの不安がある高齢者が、地域社会において今後とも自立した生活を送ることができるよう支援しています。

(1) 高齢者デイサービス事業（一般）

閉じこもりがちな高齢者や見守りを必要とする高齢者が実施事業所へ通所し、給食サービス、入浴サービス、教養講座、創作活動、健康チェック等を行い要支援・要介護状態にならないように支援します。

高齢者デイサービス事業（一般）の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数	507 人	368 人	370 人	370 人	370 人
延べ利用回数	908 回	673 回	700 回	700 回	700 回
利用実人数	58 人	42 人	45 人	45 人	45 人

(2) 軽度生活援助事業

日常生活上の支援が必要と思われる在宅の一人暮らし高齢者等（身内や業者で対応できる者を除く。）に対して、介護保険サービスやその他の事業で対応できない内容について、必要なサービスを提供します。（大きな家具の移動、緊急時の対応など。）

軽度生活援助事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用件数	7 件	4 件	12 件	12 件	12 件
利用時間	61 時間	55 時間	96 時間	96 時間	96 時間

(3) 独居高齢者等緊急通報装置貸与事業

高齢者のみの世帯または身体障がい者世帯に対して、緊急的な事故、病気などの場合に申請時に登録した協力員が通報を受け対応できるよう、緊急通報機器の設置を行います。

また、この緊急通報装置を設置した世帯には、社会福祉協議会等が月 1 回の安否確認をし、機器の管理（電池交換等）を行います。

独居高齢者等緊急通報装置貸与事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規設置件数	35 件	26 件	40 件	40 件	40 件
期末設置件数	343 件	330 件	340 件	345 件	350 件

(4) 心配ごと相談所設置事業

市民の日常生活における各種問題に対して相談に応じるとともに、その解決のための助言や援助を行います。

心配ごと相談所設置事業の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数	228 件	233 件	230 件	230 件	230 件

(5) 外出支援事業（肱川・河辺支所管内限定事業）

公共交通手段がない地域及び交通機関の利用できない高齢者等に対して、市内の病院、福祉施設への外出を支援することにより閉じこもり予防や健康管理を目的とする事業です。

外出支援事業（肱川・河辺支所管内限定事業）の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
肱川支所管内件数	1,927 件	1,917 件	2,000 件	2,000 件	2,000 件
河辺支所管内件数	1,493 件	1,631 件	1,640 件	1,650 件	1,660 件

3 福祉施設

(1) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方が入所する施設です。

養護老人ホーム入所者が、要介護状態になり介護サービスが必要となった場合は、居宅サービス事業所と個別に契約し、サービスを利用しています。

養護老人ホーム大洲市清和園は、老朽化のため平成 26・27 年度で改築を行います。平成 28 年度は市直営で運営し、その状況を基に指定管理者制度の導入に向けて、大洲市養護老人ホームさくら苑と調整を図りながら、調査検討を行っていきます。

施 設 名	定 員		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養護老人ホーム大洲市清和園	50 人	50 人	50 人
大洲市養護老人ホームさくら苑	50 人	50 人	50 人

(2) ケアハウス（軽費老人ホーム）

日常生活に不自由はないがひとり暮らし等の生活に不安がある方（60 歳以上）で、利用料、その他の経費を自己負担して入所します。食事が提供されるほか、各種レクリエーションなどの余暇活動が行なわれます。

施 設 名	定 員		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
軽費老人ホームケアハウスとみす寮	30 人	30 人	30 人

(3) 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）

独立して生活することに不安のある独居高齢者及び高齢者夫婦に対し、安心して健康で明るい生活を送れるように支援します。

利用料、光熱費等の経費については利用者負担とし、食事等も各自が賄います。

平成 20 年度から、指定管理者による施設運営としています。

施 設 名	定 員		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大洲市肱川高齢者生活福祉センター	10 人	10 人	10 人

(4) 在宅介護支援センター

地域で暮らす高齢者やその家族に対して、介護などに関する総合的な相談に応じ、保健、福祉サービスが受けられるよう支援を行います。

本市では、「地域包括支援センター」を平成 19 年 4 月に直営で 1 箇所設置し、民間の在宅介護支援センター 4 箇所について、地域包括支援センターのランチ（窓口）としても活動しています。

施 設 名	担当地区
在宅介護支援センターひまわり	平・菅田・大川・肱川・河辺
在宅介護支援センター春賀	三善・八多喜・上須戒・長浜
在宅介護支援センターフレンド	肱北・喜多・新谷・柳沢
在宅介護支援センター社会福祉協議会	肱南・久米・平野・南久米

(5) 老人福祉センター

高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供をしています。

施 設 名	位 置
大洲市老人福祉センター	東大洲270番地1
大洲市河辺老人福祉センター	河辺町植松428番地

4 社会福祉協議会活動

(1) 基本方針

社会福祉法において、地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会は、時代の変化や期待に対応した役割を果たしてきました。本会としては今後の時代変化や社会状況を見据えて、行政、団体、住民等の間で潤滑油としての役割が一層求められることを強く自覚し、互いに助け合えるネットワーク組織形成に努めています。

少子高齢社会が到来するなかで家族や地域社会の支えが弱くなり、各地域において経済的困窮、ひきこもり、虐待や社会的孤立などの深刻な生活課題が拡がっている状況の中、社会福祉協議会は「福祉のまちづくり」を進めることを使命に生活課題に対し、地域住民、民生児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協働し、また行政とのパートナーシップによって福祉課題の解決に向けた取り組みを展開していきます。

今後も、将来の地域社会にどのような役割を果たすべきか、地域社会における福祉課題の把握に努め、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります「福祉のまちづくり」を推進していきます。

(2) 在宅福祉に必要な生活支援サービスの総合的な提供

高齢化社会を支える基盤としての介護保険事業、介護予防事業に積極的に取り組みます。

①介護保険事業の推進

介護保険事業の推進の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護事業 延利用回数	東大洲	11,732 回	14,584 回	14,500 回	14,500 回	14,500 回
	長浜	7,080 回	6,911 回	7,000 回	7,000 回	7,000 回
	肱川	2,613 回	2,278 回	2,500 回	2,500 回	2,500 回
通所介護事業 延利用人数	東大洲	5,824 人	5,320 人	5,500 人	5,500 人	5,500 人
	若宮	1,800 人	1,565 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人
	長浜	4,596 人	4,689 人	4,600 人	4,600 人	4,600 人
訪問入浴介護 事業 延利用回数	東大洲	1,184 回	981 回	1,000 回	1,000 回	1,000 回
居宅介護支援 事業 延利用回数	東大洲	1,600 回	1,677 回	1,700 回	1,700 回	1,700 回
	長浜	780 回	843 回	850 回	850 回	850 回
	肱川	494 回	586 回	750 回	750 回	750 回
	河辺	263 回	252 回	—	—	—

②介護予防事業の推進

介護保険制度の改正により、介護予防訪問介護・介護予防通所介護が地域支援事業に移行され、介護サービス量の減少で利用者及び事業者に影響が出てくるおそれもあるため、今後のサービス提供体制に留意して実施します。

介護予防事業の推進の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護事業 延利用回数	東大洲	6,893 回	6,764 回	6,800 回	6,800 回	6,800 回
	長浜	2,700 回	2,692 回	2,700 回	2,700 回	2,700 回
	肱川	1,917 回	2,320 回	2,300 回	2,300 回	2,300 回
通所介護事業 延利用人数	東大洲	2,417 人	2,350 人	2,400 人	2,400 人	2,400 人
	若宮	781 人	754 人	750 人	750 人	750 人
	長浜	1,928 人	1,944 人	1,950 人	1,950 人	1,950 人
訪問入浴介護 事業 延利用回数	東大洲	126 回	134 回	130 回	130 回	130 回
居宅介護支援 事業 延利用回数	東大洲	280 回	349 回	350 回	350 回	350 回
	長浜	159 回	163 回	160 回	160 回	160 回
	肱川	158 回	122 回	200 回	200 回	200 回
	河辺	120 回	109 回	—	—	—

③日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進

判断能力に不安のある方に対し、介護保険等の利用援助や日常的な金銭管理等、福祉サービスを適切に利用していただくための支援と普及に努めています。

住民の権利擁護を進めるうえで大変重要な事業であり、まだまだ啓発できていない部分等を含めて、住民の権利擁護の意識を高める取り組みが必要となっています。また、本事業のみでは対応できない事案にも対応できるよう法人後見制度の展開も視野に入れた対応を検討していきます。

今後も、誰もが住み慣れた地域で、尊厳ある生活と人生を維持することができるよう事業の推進を図っていきます。

日常生活自立支援事業の推進とPRの実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
契約件数	5 件	7 件	12 件	14 件	16 件
相談件数	779 件	798 件	810 件	820 件	830 件

④その他

その他の実績と目標

区 分		実 績 値		目 標 値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者デイサービス事業 延利用人数		1,140 人	1,128 人	1,100 人	1,100 人	900 人
生活管理指導員派遣事業 延利用回数		421 回	349 回	300 回	250 回	200 回
軽度生活援助事業 利用 件数		6 件	4 件	6 件	6 件	6 件
外出支援サービス事業 延利用人数		1,493 人	1,631 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人
独 居 高 齢 者 世 帯 等 緊 急 通 報 装 置 保 守 管理事業	設置台数	295 台	295 台	300 台	300 台	300 台
	安否確認	3,682 回	3,575 回	3,600 回	3,600 回	3,600 回
福 祉 機 器 の 貸 出 事 業	ベッド（電 動含む）	102 台	93 台	90 台	85 台	80 台
	車いす（電 動含む）	32 台	28 台	30 台	30 台	30 台
生活福祉基金・離職者支 援資金制度の活用促進 利用件数		19 件	19 件	20 件	20 件	20 件

(3) 住民の主体的福祉活動のための支援事業

①地区社会福祉協議会活動の推進

各地区社会福祉協議会は、地域住民、各種団体長の皆様に、ご協力を得て様々な福祉活動に取り組んでいただいています。そのネットワーク（連携）を生かし、地域内の福祉問題の把握と解決に向けて、地域住民グループによる自発的なボランティア・福祉活動を支援しています。また、見守り体制の組織化を検討していますが、地区社協構成メンバーの高齢化もあり、機能していない地区の組織化の対応が課題となっています。

引き続き、各地区社会福祉協議会との連携を図り、地域における生活支援や地区社協事業との充実を図っていきます。

小地域在宅福祉活動事業

- ・見守りネットワークの推進・ふれあい食事サービス（配食、会食）
- ・独居高齢者のつどい・独居高齢者料理教室・在宅介護者のつどい

②福祉サービス（新介護キップ）制度の充実

新介護キップ制度は、地域内の福祉問題を住民相互の助け合いの中で解決していく「住民参加型のサービス」として、あらかじめ登録してあるボランティア協力会員が、利用希望のあった高齢者等に対する買い物や話し相手等の生活支援活動や地区社協の福祉事業への参加協力等の地域活動支援を通して、一定の成果を上げています。

一方、地域活動の支援（地区社協事業やサロン活動の支援）は活動しやすいが、生活支援活動はなかなか活動しにくい制度になっているので、今後は見直しを行うとともに、この制度をさらに充実するために、今後も地域内のボランティア人材の発掘や協力会員への各種研修会を実施するとともに、在宅福祉推進員によるサービス利用者と提供者のコーディネート機能の強化を図り、より利用しやすいサービスを目指します。

福祉サービス（新介護キップ）制度の充実の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会員数	657 人	659 人	680 人	700 人	720 人
利用点数	5,800 点	6,158 点	6,200 点	6,400 点	6,600 点

③ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、身近な集会所を利用し、地域の高齢者、障がい者、子育て世代の人とボランティア等が、会話やレクリエーションを通じて交流し、自然な形で健康づくり、閉じこもり予防、生きがいづくり等を行っています。また、地域のボランティア実践の機会を作り出し、地域のボランティア意識の向上と福祉問題を考える場にもなっています。

社会福祉協議会では、サロンお世話人交流会や研修会開催時にマイクロバスの貸出を行い、サロン運営を支援するとともに、サロン事業未実施地区については、受け入れ態勢により順次事業開始の支援をしていきます。

引き続き、サロン活動の啓発を行い、小地区でも開催できるよう支援を行うとともに、地域で閉じこもりがちな方々や、生活課題を抱えている方にも参加できるきめ細やかな支援を行っています。

ふれあい・いきいきサロンの実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サロン数	110 ヶ所	107 ヶ所	110 ヶ所	120 ヶ所	130 ヶ所
利用者数（延べ）	12,578 人	11,635 人	12,100 人	13,200 人	14,300 人

(4) ボランティア・NPOなど市民活動の啓発と支援

「まちを住みやすくするために、できることは参加したい」という気持ちを持つボランティアや市民活動、NPO活動が広がっています。社会福祉協議会はさまざまな機関と協働し市民が自分らしさを生かし、自発的に地域や社会のために活動することを支援していきます。

①マンパワーの確保、育成と活動の場の提供

各種ボランティアの高齢化や人数の減少、ボラ連加入団体数の減少傾向により、引き続き啓発や声かけ等を行うとともに、ボランティアに興味をもつきっかけ作りを行う仕掛けが必要となっています。

- ・各種ボランティア養成講座の開催
手話講座、要約筆記講座、点訳講座、視覚障がい者に対する音声訳講座、傾聴ボランティア講座
- ・ボランティア研修会、サロンお世話人交流会の開催

②ボランティア・市民活動センター機能の充実

県NPO支援センターと連携し、幅広いボランティア、市民活動の情報提供、相談、活動先を紹介します。

- ・大洲市ボランティア連絡協議会など各ボランティア、市民グループとの連携、支援
- ・ボランティアの活動紹介、支援・各種ボランティア保険の加入促進
- ・点字、朗読広報の発行、会報「社協だより」の発行

③ボランティア活動を体験し学習する機会の提供

- ・夏休みワークキャンプの開催
(中学生、高校生を対象とした福祉施設体験学習)
- ・子供から大人までを対象としたボランティア体験事業、講座の企画
- ・小・中・高校生に対して福祉学習への協力
- ・ボランティア体験機材、ビデオの貸し出し

(5) その他の活動

①社協会費制度の推進

社会福祉協議会の活動について理解を深め、市民の皆さまから拠出していただいた社協会費を、地区社協の福祉活動や在宅福祉活動の貴重な財源として活用し、明るく住みやすいまちづくりのために努力しています。

社協会費制度の推進の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
加入世帯	13,242 世帯	13,186 世帯	13,100 世帯	13,000 世帯	13,000 世帯

②まごころ銀行の推進

市民の皆さまの善意の寄付をお預かりし、預託された方のご意思に基づき福祉団体や施設、ボランティアグループ等にお送りして、広く社会福祉の推進に役立てています。

引き続き、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を目指して、地域のために有効に活用していることを啓発していきます。

まごころ銀行の推進の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
金銭預託	197 件	190 件	190 件	190 件	190 件
物品預託	7 件	6 件	6 件	6 件	6 件

③共同募金活動の推進

これまで共同募金は、社会福祉施設や社会福祉団体に配分されてきましたが、地域福祉推進のためのボランティア・市民活動グループ、NPO団体への支援も行われています。

このことから、事業の透明性や、配分に関する情報の開示が求められています。住民自らが参加する福祉のコミュニティづくりを促し、寄付者が寄付しやすい環境の構築を目指しこの運動を推進します。

共同募金活動の推進の実績と目標

区 分	実 績 値		目 標 値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実績額	13,551,480 円	13,325,685 円	13,500,000 円	13,500,000 円	13,500,000 円

第3 介護保険サービスの充実

1 在宅介護サービスの充実

本市では、これまで、介護保険の各サービスについて、介護や支援が必要な高齢者が十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス基盤の充実を図るとともに、サービス供給体制の整備を図ってきました。

第6期計画時の介護保険制度改正では、介護予防給付の介護予防訪問介護・介護予防通所介護が地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、介護サービス量の減少で利用者及び事業者に影響が出てくるおそれも想定されます。（本市では、平成29年度からの移行を予定しています。）

第6期計画においても、平成24年度に創設された「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス（日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的・密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス）」や「看護小規模多機能型居宅介護（「複合型サービス」が第6期から名称変更）」の地域密着型サービスについて、本市の現状に合わせたサービス提供を検討していきます。

(1) 予防給付サービスによる介護状態の重度化の防止

要支援1・2の認定者を対象に、予防給付サービスを提供していきます。

予防給付サービスの基本は、「本人ができることは、できる限り本人が行う」という点を重視し、自立をうながすことで結果的に重度化を防止することにあります。

予防給付の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

予防給付サービスの利用実績

(人/年)

項 目	平成24年度	平成25年度
介護予防訪問介護	3,221	3,282
介護予防訪問入浴介護	33	29
介護予防訪問看護	624	644
介護予防訪問リハビリテーション	246	228
介護予防居宅療養管理指導	122	151
介護予防通所介護	3,171	3,396

(人/年)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度
介護予防通所リハビリテーション	1,244	1,281
介護予防短期入所生活介護	116	63
介護予防短期入所療養介護（老健）	18	42
介護予防短期入所療養介護（病院等）	1	2
介護予防福祉用具貸与	2,309	2,525
介護予防特定福祉用具購入費	109	121
介護予防住宅改修	155	140
介護予防特定施設入居者生活介護	130	167
介護予防支援	7,291	7,574

予防給付サービスの見込量

(人/年)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問介護	3,168	3,144	1,560
介護予防訪問入浴介護	12	12	12
介護予防訪問看護	528	480	432
介護予防訪問リハビリテーション	288	336	336
介護予防居宅療養管理指導	72	48	48
介護予防通所介護	3,708	3,612	1,920
介護予防通所リハビリテーション	1,488	1,548	1,632
介護予防短期入所生活介護	156	168	168
介護予防短期入所療養介護（老健）	72	108	120
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,928	3,120	3,336
介護予防特定福祉用具購入費	120	120	132
介護予防住宅改修	120	108	108
介護予防特定施設入居者生活介護	108	96	60
介護予防支援	7,932	8,040	8,196

(2) 在宅介護サービスの提供

要介護 1～5 の認定者を対象とした介護給付では、特定施設入居者生活介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、短期入所生活介護などの給付費が増えている状況です。サービスによっては、横ばいもしくは、利用の減少傾向も

見られます。

介護給付の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

介護給付サービスの利用実績

(人/年)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問介護	2,937	3,011
訪問入浴介護	328	271
訪問看護	1,185	1,372
訪問リハビリテーション	504	398
居宅療養管理指導	723	762
通所介護	5,139	5,539
通所リハビリテーション	3,293	3,343
短期入所生活介護	1,484	1,944
短期入所療養介護（老健）	787	808
短期入所療養介護（病院等）	19	18
福祉用具貸与	5,592	6,081
特定福祉用具購入費	165	131
住宅改修費	168	137
特定施設入居者生活介護	615	720
居宅介護支援	10,641	11,257

介護給付サービスの見込量

(人/年)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	2,928	2,940	2,964
訪問入浴介護	276	240	204
訪問看護	1,476	1,488	1,560
訪問リハビリテーション	336	348	396
居宅療養管理指導	1,008	1,020	1,020
通所介護	6,324	6,456	6,984
通所リハビリテーション	3,312	3,408	3,480
短期入所生活介護	2,076	2,112	2,184
短期入所療養介護（老健）	624	552	468
短期入所療養介護（病院等）	48	60	72
福祉用具貸与	6,720	7,092	7,392
特定福祉用具購入費	156	168	168

(人/年)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修費	180	204	216
特定施設入居者生活介護	1,452	1,500	1,548
居宅介護支援	11,844	12,084	12,480

2 地域密着型サービスの提供

平成 18 年の介護保険制度の改正により創設された地域密着型サービスは、高齢者が住みなれた地域や環境の中で、安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するものです。

地域密着型サービスは、地域におけるケア体制を確立する観点からも重要な役割を担うサービスであることから、地域の実情に応じた介護サービス事業を展開できる事業者を選定し、必要なサービス提供基盤を早期に整備することが求められています。

平成 24 年度からは、「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス」や「看護小規模多機能型居宅介護（「複合型サービス」が第 6 期から名称変更）」が創設されました。

市内には、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスがあり、利用が図られています。

地域密着型サービスの原則は、市内の施設を市民が利用することにあり、第 6 期計画においても利用の可能性を踏まえて、見込量を設定します。

地域密着型サービスの種類

種類	サービス内容
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担軽減を図る居住系サービス 対象者：要支援 2～要介護 5
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供する居宅サービス 対象者：要支援 1～要介護 5
認知症対応型通所介護	認知症高齢者に介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する居宅サービス 対象者：要支援 1～要介護 5
地域密着型特定施設入居者生活介護	在宅での介護が困難な人の利用を支援するため、定員 29 人以下の特定施設へ入居する居住系サービス 対象者：要介護 1～要介護 5

種類	サービス内容
夜間対応型訪問介護	在宅で夜間を含め 24 時間安心して生活できるよう、夜間に定期的な巡回訪問をしたり、または通報を受けたり、訪問介護を提供したりする居宅サービス 対象者：要介護 1～要介護 5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模の介護老人福祉施設へ入所する施設サービス 対象者：要介護 1～要介護 5
24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者も、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスの提供を受けられるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問介護を一体的に提供するサービス（「複合型サービス」が第 6 期から名称変更）

第 6 期計画では、「認知症対応型共同生活介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型通所介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」のサービスを見込みます。各サービスの利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

(1) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

認知症対応型共同生活介護の利用実績

(人/年)

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度
認知症対応型 共同生活介護	介護給付 (B)	2,084	2,142
	予防給付 (A)	20	17
	合計 (A+B)	2,104	2,159

認知症対応型共同生活介護の見込量

(人/年)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症対応型 共同生活介護	介護給付 (B)	2,448	2,448	2,664
	予防給付 (A)	24	24	24
	合計 (A+B)	2,472	2,472	2,688

圏域ごとの認知症対応型共同生活介護の見込量

(人/年)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	大洲中央	1,030	1,030	1,121
	大洲東	642	642	698
	大洲西	776	776	845
	合 計	2,448	2,448	2,664
予防給付	大洲中央	10	10	10
	大洲東	6	6	6
	大洲西	8	8	8
	合 計	24	24	24

(2) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

小規模多機能型居宅介護の利用実績

(人/年)

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度
小規模多機能型 居宅介護	介護給付 (B)	201	197
	予防給付 (A)	17	16
	合計 (A+B)	218	213

小規模多機能型居宅介護の見込量

(人/年)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小規模多機能型 居宅介護	介護給付 (B)	228	228	240
	予防給付 (A)	12	12	12
	合計 (A+B)	240	240	252

圏域ごとの小規模多機能型居宅介護の見込量

(人/年)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	大洲中央	96	96	101
	大洲東	60	60	63
	大洲西	72	72	76
	合 計	228	228	240

(人/年)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	大洲中央	5	5	5
	大洲東	3	3	3
	大洲西	4	4	4
	合 計	12	12	12

(3) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

認知症対応型通所介護の利用実績

(人/年)

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度
認知症対応型 通所介護	介護給付 (B)	269	233
	予防給付 (A)	36	24
	合計 (A+B)	305	257

認知症対応型通所介護の見込量

(人/年)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症対応型 通所介護	介護給付 (B)	276	276	300
	予防給付 (A)	36	48	60
	合計 (A+B)	312	324	360

圏域ごとの認知症対応型通所介護の見込量

(人/年)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	大洲中央	116	116	126
	大洲東	72	72	79
	大洲西	88	88	95
	合 計	276	276	300
予防給付	大洲中央	15	20	25
	大洲東	10	13	16
	大洲西	11	15	19
	合 計	36	48	60

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量は以下のとおりです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量

(人/年)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	348	696	696

圏域ごとの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量

(人/年)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	大洲中央	147	293	293
	大洲東	91	182	182
	大洲西	110	221	221
	合 計	348	696	696

3 施設介護サービスの提供

これまでの利用実績等を踏まえながら、サービスの目標量（供給量）を設定するものとします。

介護給付の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

施設サービスの利用実績

(人/年)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度
介護老人福祉施設	2,611	2,601
介護老人保健施設	2,880	2,919
介護療養型医療施設	669	617

施設サービスの見込量

(人/年)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	2,580	2,580	2,580
介護老人保健施設	2,880	2,880	2,880
介護療養型医療施設	540	540	540

4 介護保険事業の適正な運営

(1) 情報提供の充実

市民に対して、介護保険制度について、引き続き広報やインターネットなどを活用し、情報の提供に努めます。

また、高齢者に対しては、特定高齢者（二次予防事業対象者）を把握する機会・介護予防教室等を利用し、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの周知を図ります。

(2) 低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的な理由でサービスが制限されたりすることがないように、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費給付等の個別事情に応じた利用者負担軽減策の活用を図ります。

(3) サービス事業者の育成・指導

地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的マネジメント事業を通じて、介護保険事業者の研修活動等を支援し、介護保険制度の円滑な実施のために、総合的なサービス提供の向上を図ります。

(4) 多様な相談体制・苦情相談体制

市役所の窓口や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、市社会福祉協議会、介護保険事業所等で幅広く相談に応じるとともに、介護や福祉のサービスが包括的に提供できるよう一層の相談体制を図ります。

また、利用者の苦情に対しては、早急に事業者に改善を求めるとともに、必要に応じ、愛媛県や愛媛県国民健康保険団体連合会と連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。

(5) 介護給付適正化への取り組み

介護給付の適正化は、適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることによって、介護保険制度の信頼感が高まり、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。

介護報酬請求の適正化等を図るため、年2回介護給付費通知書の発送や縦覧点検を実施しており、今後も引き続き、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化等を推進します。

(6) 関係機関等の連携

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、市社会福祉協議会、社会福祉関係団体や保健・医療、教育関係機関等との連携を図り、介護保険サービスと福祉サービスの効果的な提供に努めます。

また、民間事業者や介護保険施設などと連携を強め、必要とされるサービスの確保に努めます。

さらに、国や県との連携は不可欠であり、今後もこの計画が円滑に推進できるよう、緊密な連携に努めます。

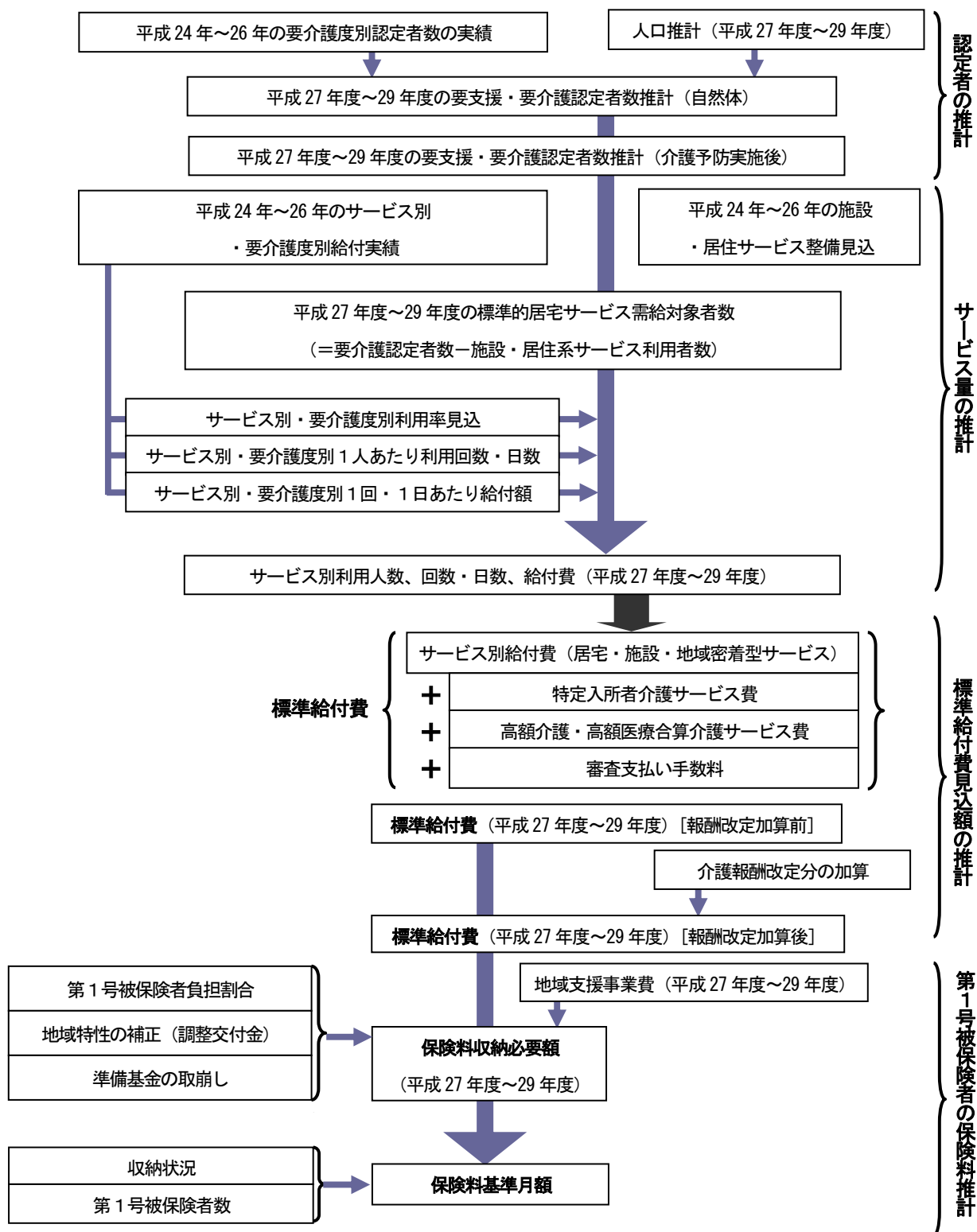
(7) 推進体制

計画を推進するにあたり、市民や事業者の理解と協力を得ていくことが必要です。そのため、市民、関係機関・団体の代表等で構成する「大洲市地域福祉推進委員会」、「大洲市地域包括支援センター運営協議会」、「地域ケア会議」、「ネットワーク会議」「居宅介護支援事業者連絡会」などからの意見を反映しながら、介護保険事業の円滑かつ公平・公正な運営に努めます。

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料算定手順

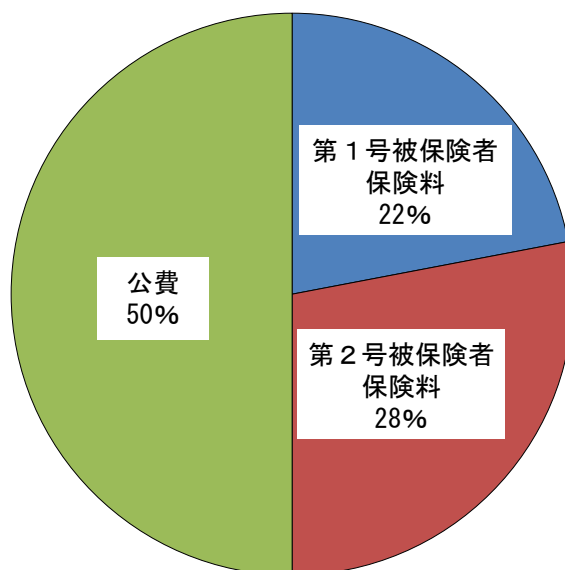
サービス見込量推計から保険料算定までの手順は、概ね下図のとおりです。



(2) 保険給付費の財源構成

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分(10%)を除いた標準総給付費について、原則として 50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として 22%を第1号被保険者、28%を第2号被保険者(40～64 歳)が負担することになります。

保険給付費の財源構成



(3) 給付費の見込

これまでの利用実績をもとに、第6期計画期間内の標準給付費を次のように見込みます。

介護給付サービスの給付費

(千円)

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	147,838	148,856	154,199
訪問入浴介護	32,338	31,376	26,872
訪問看護	69,202	76,680	89,596
訪問リハビリテーション	6,758	7,181	7,393
居宅療養管理指導	6,586	6,624	6,660
通所介護	454,442	455,067	491,184
通所リハビリテーション	256,085	259,566	261,269
短期入所生活介護	190,023	208,037	231,817
短期入所療養介護(老健)	48,816	47,030	44,770
短期入所療養介護(病院等)	2,871	3,419	4,240
福祉用具貸与	80,945	83,774	87,371
特定福祉用具購入費	4,451	4,791	4,791
住宅改修費	7,497	7,986	8,029
特定施設入居者生活介護	276,118	286,208	297,409
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	32,872	32,872	38,581
小規模多機能型居宅介護	40,610	40,610	41,944
認知症対応型共同生活介護	585,156	585,156	634,433
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	84,199	168,073	168,073
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護(仮称)		0	0
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	617,899	617,899	617,899
介護老人保健施設	753,948	753,948	753,948
介護療養型医療施設	183,742	183,742	183,742
(4) 居宅介護支援	161,823	164,467	169,978
合 計	4,044,219	4,173,362	4,324,198

予防給付サービスの給付費

(千円)

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	66,335	65,179	31,954
介護予防訪問入浴介護	484	538	538
介護予防訪問看護	14,587	13,474	12,305
介護予防訪問リハビリテーション	7,071	8,899	9,261
介護予防居宅療養管理指導	482	400	391
介護予防通所介護	107,071	101,755	57,341
介護予防通所リハビリテーション	58,130	61,048	64,688
介護予防短期入所生活介護	4,924	5,564	5,574
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,703	2,266	2,427
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	11,587	12,329	13,199
特定介護予防福祉用具購入費	2,549	2,575	2,877
介護予防住宅改修	6,978	6,437	6,437
介護予防特定施設入居者生活介護	10,636	10,422	6,687
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	2,690	3,623	4,774
介護予防小規模多機能型居宅介護	516	516	516
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,202	5,202	5,202
介護予防地域密着型通所介護(仮称)		0	0
(3) 介護予防支援	33,174	33,532	34,180
合 計	334,119	333,759	258,351

標準給付費

(円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	4,367,351,864	4,490,288,153	4,565,418,819
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	169,161,075	169,289,800	172,090,113
高額介護サービス費等	95,165,773	97,964,948	99,604,420
高額医療合算介護サービス費等	16,000,000	16,400,000	16,800,000
支払審査手数料	5,632,000	5,797,680	5,894,720
合 計	4,653,310,712	4,779,740,582	4,859,808,072

地域支援事業費

(円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
合 計	90,320,217	92,774,206	185,476,165

(4) 保険料の設定

第6期計画においては、第1号被保険者（65歳以上）が負担する額は、平成27年度から平成29年度までの3か年に必要とされる総給付額の22パーセントとなり、さらに、調整交付金見込額等を加味し、保険料収納必要額を算定します。

これを所得段階ごとの負担割合に応じて各所得段階層の人数が負担するという考え方で保険料を算定します。

第6期計画の所得段階については、所得段階9段階の算定方式で行います。

第6期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料基準月額は、月額5,316円と設定します。

平成27年度～平成29年度の保険料基準月額

	基準月額
第1号被保険者保険料	5,316 円

(5) 所得段階別の保険料

平成 27 年度から平成 29 年度までの所得段階別の調整割合と保険料額（年額）は、次のとおりとなります。

所得段階の基準

区 分	段階	対象者	調整割合
基準額 より軽減 される方	第 1 段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	0.50
	第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.75
	第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円を超える方	0.75
	第 4 段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	0.90
基準額	第 5 段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円を超える方	1.00
基準額 より増額 される方	第 6 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20
	第 7 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上で 190 万円未満の方	1.30
	第 8 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上で 290 万円未満の方	1.50
	第 9 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上の方	1.70

※調整割合の数字は、第 5 段階の基準額を 1 とした場合の負担割合を示す。例えば第 7 段階の調整割合が 1.30 の場合、保険料負担が基準額の 3 割増の負担となることを示す。

第 1 号被保険者介護保険料

所得段階	保険料年額
第 1 段階	31,900 円
第 2 段階	47,900 円
第 3 段階	47,900 円
第 4 段階	57,500 円
第 5 段階（基準額）	63,800 円
第 6 段階	76,600 円
第 7 段階	83,000 円
第 8 段階	95,700 円
第 9 段階	108,500 円

第4 高齢者の生きがいと社会参加活動の充実

1 生涯学習の推進

高齢者への多様な学習機会の提供は、社会参加へのきっかけづくりでもあります。

現在、本市においては、老人福祉センターや各公民館等で高齢者学級や健康づくり教室などが開催され、多くの高齢者が様々な学習活動や文化活動等に取り組んでいます。

今後は、趣味、教養、スポーツ、レクリエーション活動等の内容がより多様化してくるものと思われ、地域における学習の機会や内容の充実を図るとともに、高齢者が参加しやすい生涯学習の推進に努めます。

2 老人クラブ活動の促進

老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」の三本柱を重点として地域活動を行っています。定期的に役員会や研修会を行うとともに、ボランティア活動、公共施設・道路・公園・集会所・神社・寺院等の美化清掃活動の実施、高齢者スポーツ大会（クロッケー・ゲートボール・老人クラブ運動会等）の開催、三世代交流・お年寄りと子どもとの談話室（友愛活動を含む交流会）の開催、在宅寝たきり老人への友愛訪問等の活動を実施しています。

また、地域に根ざした活動として、婦人会・PTA等の地域諸団体との交流を深め、明るい家庭づくり、青少年の健全育成を図るとともに、協力団体との連携として、全国・県・市老人クラブ連合会との連携、福祉関係団体との連携、社会教育関係団体と連携しています。

さらには、各種大会への参加や、保健衛生学習の機会の増加、健康の保持、寝たきり老人の防止に努めるとともに、高齢者学級・講演会への参加、会長・女性部のリーダー研修会へ積極的に参加しています。

このような活動は、地域高齢者の社会参加の促進、生きがいづくりや健康増進にとって大きな役割を果たしています。

少子高齢化を迎え、今後も、地域社会における高齢者の存在と役割は益々大きくなっており、それぞれの地域に根ざした活動を今後も展開しつつ、「伸ばそう健康長寿！担おう地域づくりを！」テーマに、会員のニーズを把握し会員数の増強促進を図っていきます。引き続き、関係諸団体との連携を緊密にし、これまで培ってきた実績を踏まえ一層の発展を図り魅力ある老人クラブづくりを目指していきます。

3 シルバー人材センター

本市は、高齢者の能力を生かし、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、シルバー人材センターを設立しています。

定年退職後において臨時的、短期的な業務及びその他の軽易な業務の就業を通じて、自己の労働能力を活用するとともに、自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者に就業の機会の増大と福祉の増進を図っています。

年々、会員入会希望者の増加とともに、受注件数も増加している状況です。

受注内容については、お墓掃除、草刈作業、屋内外の清掃作業、除草作業等の一般作業をはじめ、技能を活かした剪定・伐採作業、資格を活かした運転業務、施設の宿日直業務、駐車場管理業務を請け負っています。

専門技術の習得については、初心者から経験者を含め、実践を踏まえた安全就業講習会の開催、社会奉仕活動を兼ねた剪定講習会を実施し、専門技能の習得と安全対策措置を図っています。

毎年10月は、シルバー人材センター事業の普及啓発月間にちなみ、センター業務のPRについて、業務の紹介、利用の案内について、広報を活用し広く周知を行っています。

今後も、健康で働く意欲のある高齢者の就業の機会を提供して、豊富な経験と知識および能力を活かした新たな業務の拡大や広報等による啓発活動に努め、自らの生きがいと社会参加を積極的に図っていくものとします。

4 世代間交流（三世代）の推進

本市では、高齢者と子供たちの交流を図るため、お年寄りと子供の談話室事業をはじめ、保育園児らの老人福祉施設慰問、公民館における三世代ふれあい事業等を実施して、世代間のふれあいや相互理解が図られるよう努めています。

小中学生とその保護者および婦人会、老人クラブ会員による三世代交流事業については、毎年、老人クラブ会員の指導による餅つき、婦人団体の指導による手料理作りに励み、参加者全員での食事後に、各年代層から「家族の絆」について意見発表を行ってもらい、思いやりや尊敬の心を育む交流を行っています。

また、子どもたちとお年寄りとの交流やスポーツ大会の開催、地域の公民館学級等においては、幼稚園児と高齢者のひな流し交流、郷土の歴史探訪、伝統芸能の継承など、地域の特性を活かした世代間のふれあい交流を行っています。

今後も地域の特性を活かし、幼児・児童、青年、PTA会員、女性団体、高齢者間の交流の場を設け、伝統芸能や郷土の歴史、文化伝統を次世代に継承していく事業に取り組みながら世代間交流の推進を図っていきます。

第5 高齢者にやさしい環境整備

1 多様な「住まい」の普及の推進

(1) 介護付きの住まいの整備計画

高齢化が顕著に進行していくことが予測される中、今後の課題としては、高齢者の「住まい」に関するニーズについて、どのような種類のニーズがあるのか、またどの程度の量のニーズがあるのか的確に把握し、対応できるようにしておかなくてはならないと考えます。

本市においては、介護保険における各種施設やケアハウスなど、高齢者を対象とする施設整備は比較的進んできており、また、サービス付き高齢者向け住宅も建設されています。

しかしながら、高齢化の進展、独居高齢者・認知症高齢者の増加、高齢期の住み替えなど、高齢者の「住まい」に関するニーズが多様化する中で、当市においても、そういったニーズについての的確に把握し、今後必要に応じ、介護を受けながら安心して住み続けることができるような住まいの整備を検討していきます。

(2) 公営住宅政策における長寿社会への対応

高齢者における公的賃貸住宅の確保は11戸となっています。本市における高齢者の公営住宅への入居希望者は、年々増加の傾向にあります。

住民誰もが住み慣れた地域で豊かに暮らし続けるためには、高齢者や障がいがある人の生活特性に配慮した仕様の住宅など、すべての住民が安心して住み続けることのできる住環境の整備が必要です。

その中で、公営住宅については、その本来の目的である住宅に困窮する低所得者や高齢者、障がい者等に対し、適切な居住環境を提供するため、既存の住宅ストックを最大限に活用するとともに、社会情勢の変化や住民の住宅ニーズに対応した公営住宅の整備・改善を行い、高齢者向け住宅の施設整備費の拡充を図ります。

特に、長寿社会に対応し、高齢者のニーズに応えていくため、住宅のバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの普及を図っていきます。

(3) 住宅改修等の支援強化

既存の住宅で安心して住み続けるためには、高齢者の自立した生活を保障し、さらに家族や近隣、地域との交流も十分可能な条件を備えた住宅を整備していくことが必要です。

そこで、高齢者の低下した運動機能を補い、自立した日常生活を維持継続できるように、居室、浴室、トイレ等への手すりの設置や段差解消等の住宅改修を支援します。さらに、介護保険制度による住宅改修費支給制度とともに、地域支援事業の住宅改修事業による住環境整備の強化を行い、高齢者の状況に応じた住環境整備の支援強化を行います。

また、このような改修を希望する市民に対する相談窓口については、各関係機関と連携をとりながら、身近なところで住宅改修等に関する相談や助言を行なえるような支援体制整備を図ります。

2 住みよい福祉のまちづくりの推進

(1) 大洲市家具転倒防止等の推進

地震発生時の被害防止対策や家屋の安全対策として、家具転倒防止器具、ガラス飛散防止フィルムの施工が困難な世帯を対象に、器具やフィルムの施工を無料で行っています。

対象世帯は、市内に居住し次のいずれかに該当する方のみの世帯となります。

要支援 1・2 又は要介護 1 から 5 のいずれかの認定を受けている方、身体障がい者手帳 1 級・2 級所持者、療育手帳の所持者、精神障がい者保健福祉手帳の所持者の方、65 歳以上の方

今後は、より多くの対象者に認知してもらうことが課題となっており、広報やホームページのほかに、介護保険事業者や障がい者支援事業者を通して周知を図っていきます。

(2) 緊急通報体制の整備

緊急通報装置貸与事業は、ひとり暮らし等の高齢者に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的としています。

また、安否確認のできる体制整備として、毎月電話での安否確認と機器の保守管理を社会福祉協議会等に委託し、ひとり暮らし等の高齢者のより安全な生活確保を目指します。

(3) 交通災害、犯罪被害の防止

安全で住みよい高齢社会を実現し、高齢者の就業・社会参加等の活動を促進していくうえで、高齢者の交通安全対策の充実・強化は重要な課題です。

このため、大洲市交通安全推進協議会では、大洲警察署や各関係機関との連携を図りながら、「高齢者の交通事故防止」を重点目標の一つに掲げ、毎月 10

日の高齢者交通安全の日の街頭指導や、交通安全啓発物の配布（安全旗・反射材・チラシ等）、交通安全ポスターの掲示、交通安全ニュースの配布等、交通弱者に配慮した人に優しい道路交通環境の点検整備・交通安全教育の推進等の事業を実施しています。

また、高齢者に対し交通安全意識の高揚と啓発を図り、交通事故の被害から守るため、大洲市と大洲警察署が連携して事業を展開しています。さらに、年々増加傾向にある振り込め詐欺防止の啓発も行っています。

今後は、高齢者の交通事故の実態を踏まえ、参加・体験・実践型の高齢者交通安全教育推進事業等、より効果的な対策の推進を図ります。

（４）被災時の高齢者への減免措置等の支援・法的トラブルへの支援

災害時において、高齢の被災者に対し、介護保険料、各種市税等の減免や納付期限の延長、介護サービスの利用や年金受給等について必要要件の緩和措置を行うなど、高齢被災者の経済的支援を図ります。また、災害時に便乗した詐欺等の法的トラブルに遭遇した被災者を支援するため、情報提供を行うとともに、相談窓口を開設し精神的不安の解消に対応します。

資料編

1 大洲市地域福祉推進委員会設置要綱

平成17年6月1日
大洲市要綱第100号

(設置)

第1条 大洲市高齢者保健福祉計画等の策定に関し、必要な事項を検討し、及び審議するため、大洲市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画に関すること。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画に関すること。

(3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉計画に関すること。

(4) 在宅保健福祉体制の整備に関すること。

(5) その他地域福祉を推進するための計画及び施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、各種団体並びに計画策定に必要な知識及び経験を有すると認めた者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 必要がある場合は、委員を追加することができる。この場合の任期の最終日は、既に委嘱又は任命された委員の例による。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に招集する委員会は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、会長が議長となる。

3 委員会は、在任委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則（平成20年4月1日大洲市要綱第31号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日大洲市要綱第12号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月14日大洲市要綱第5号）

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

2 大洲市地域福祉推進委員会委員名簿

(平成 27 年 2 月 2 日現在)

番号	所属団体等	委員名	
1	大洲市民生児童委員協議会	安 藤 光 郎	副会長
2	大洲市ボランティア連絡協議会	今 井 ヒロ子	
3	大洲市区長会長会	上 田 哲 男	
4	大洲市就学指導委員会	上 満 徹	
5	喜多医師会	大久保 博 忠	
6	大洲市校長会	岡 田 廣 温	
7	大洲市母子寡婦福祉連合会	尾 崎 幸 子	
8	大洲喜多家族会	河 野 静 子	
9	大洲市社会福祉協議会	田 上 隼 藏	会長
1 0	大洲市女性団体連絡協議会	武 田 麗 子	
1 1	大洲手をつなぐ育成会	津 田 芳 徳	
1 2	大洲市食生活改善推進協議会	冨 永 裕 代	
1 3	肱川地区	中 岡 稻 生	
1 4	河辺地区	新 田 義 和	
1 5	大洲市健康づくり推進協議会	二 宮 隆 久	
1 6	大洲市老人クラブ連合会	能 仁 賢 全	
1 7	大洲市身体障がい者協議会	登 尾 正 照	
1 8	長浜地区	濱 上 忠 泰	
1 9	大洲商工会議所	福 住 隆 敏	
2 0	大洲市連合婦人会	三 好 康 子	

※敬称略、50 音順で記載しております。

3 計画策定の経過（地域福祉推進委員会の開催状況等）

平成25年	12月から	高齢者に関する市民意識調査
平成26年	2月まで	（実施数 1,050 人、回収数 488 人）
		高齢者に関する実態調査
		（実施数 1,050 人、回収数 597 人）
		日常生活圏域ニーズ調査（健康に関する調査）
		（実施数 893 人、回収数 688 人）
		介護保険サービス利用に関する実態調査
		（実施数 961 人、回収数 705 人）
平成26年	2月20日	大洲市地域福祉推進委員会 委員 20 名を委嘱
		第 1 回大洲市地域福祉推進委員会 正副会長の選任、計画策定の概要について説明 大洲市長から委員会へ諮問
	7月16日	第 2 回大洲市地域福祉推進委員会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 5 期）の実績 について説明 市民アンケート調査結果の報告 介護保険サービス事業者参入意向調査結果について説明
	10月27日	第 3 回大洲市地域福祉推進委員会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 6 期）素案に ついて説明
	11月26日	第 4 回大洲市地域福祉推進委員会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 6 期）素案に ついて説明・了承
平成26年	12月22日から	パブリックコメントを実施
平成27年	1月20日まで	
平成27年	2月2日	第 5 回大洲市地域福祉推進委員会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 6 期）原案に ついて説明・承認
	2月19日	第 6 回大洲市地域福祉推進委員会 大洲市長へ答申
	3月19日	大洲市議会で介護保険条例の改正について議決 （原案可決）

大洲市
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

発行年月	平成 27 年 3 月
発 行	愛 媛 県 大 洲 市
編 集	市民福祉部 高齢福祉課
住 所	〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1 TEL 0893-24-1714 FAX 0893-24-0961